

厚生委員会会議録

平成18年12月13日(水)

(開会) 11:17

(閉会) 16:10

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第123号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康増進課長

議案第123号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、補足説明をいたします。115ページをお願いいたします。補正予算書、115ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出に2億1,298万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億4,234万8千円と定めるものでございます。

今回の補正は、18年度の決算見込額を試算いたしまして、歳出では保険給付費等で、前期の実績を基に後期の所要額を算出するとともに、一般会計からの繰出金を清算いたしております。歳入においても、国・県の支出金等を調整し、前年度繰越金を計上いたしております。

まず歳出予算について説明をいたします。127ページをお願いいたします。

1款、1項総務管理費、2項徴税費において、各費目における執行残ならびに決算見込みにより増減をいたしております。

次のページをお願いいたします。2款、1項療養諸費において7,797万5千円の増額、2項高額療養費で2,122万円の増額、3項出産育児諸費で65万円の減額、4項葬祭諸費で144万8千円の減額を計上いたしておりますが、それぞれ前期の実績と後期の見込み額を試算いたしまして決算見込み額を求め、増減を計上いたしております。

3款、1項老人保健拠出金、4款、1項介護納付金、次のページの5款1項共同事業拠出金においては、それぞれ実績額の確定、また執行額の残による支出額の増減を行っております。

6款、1項保険事業費においても実績見込みにより、減額いたしております。8款諸支出金、1項2目償還金では、17年度分の国庫への返還金を計上するとともに、次の、3項1目一般会計繰出金において、17年度決算額確定に伴う、一般会計からの補填金を清算し返還するための1億7,986万6千円を計上いたしております。

次に歳入でございまして、121ページに戻っていただきたいと思います。

1款、1項国民健康保険税において、1目一般分で4,083万8千円の減額、2目退職分で3,380万4千円の増額、次のページの計で703万4千円の減額補正でございまして、これは、算出年税額、軽減額、限度超過額の増減等によるものでございまして。

3款、1項国庫支出金、2項国庫補助金については、歳出の保険給付費の見直しによるものでございまして。

4款、1項療養給付費交付金につきましても、退職に係わる療養給付費の見直しによるものでございまして。

5款、1項県負担金、2項県補助金につきましても歳出額の見直しによるものでございまして。

6款、1項共同事業交付金については、制度改正による影響での減額計上でございまして。

8款、1項一般会計繰入金では、軽減数等の確定による減額計上でございまして。2項基金繰入金では、歳入不足を補うために1億705万1千円を全額繰入れております。

9款、1項繰越金は、17年度繰越額確定により4億5,226万2千円を計上いたしております。

10款諸収入では、決算見込みにより計上いたしております。簡単ですが、以上で補足説明

を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

歳入の件ですが、これは116ページを見るとわかりやすいと思いますので、ここの数字をちょっと聞きたいと思います。国保税では700万円の減、それから国の支出金で3億2,800万円、それから県の支出金で2,640万円、共同事業交付金で4,930万円の減、それぞれ減額の補正になってますが、これの理由をお聞かせ願いたいと思います。

いま一つは、9款になるんですか、繰越金。端数切り捨てますけれども4億5,200万円、これは平成17年度分が黒字だったというような理解でいいんでしょうか。その2点、お願いします。

○ 健康増進課長

保険税の方はただ今説明いたしましたけれども、平成18年度の年税額を算出しております。軽減、限度超過額等を賦課時点で精査いたしまして、減額の数字を試算いたしております。以下、国庫支出金から療養費交付金、県支出金、共同事業等につきましては、これは一定率等で国・県等から交付されるものでございます。歳出額の見込みによりまして、歳入額が減額という形で、これも一定の率によりまして見込みを出して減額しているものでございます。また、4億5,226万円につきましては、平成17年度の歳入・歳出の実質収支ということで、予算上に計上する金額を掲げておりますけれども、この金額から実質的な単年度の収支を計算する場合には、平成17年度の単年度でどれだけの黒字になったか、赤字になったかを計算する場合には、当該年度の基金の繰入金、また国の交付金等の清算といった手続きが必要になってまいりますので、最終的には平成17年度では3億9千万円程度の赤字になるという形になります。この件につきましては、再度税率改正の条例を提案させていただいておりますので、その中で説明させていただきたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

2点目の件ですけれども、3億9千万円の赤字になるというのは平成18年度の見込みでしょう。私が聞いたのは平成17年度の収支決算では4億5,200万円あまりの黒字なのかということなんですよ。

○ 健康増進課長

予算上の形式的にはそういうことでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

133ページをお願いいたします。議案第124号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をいたします。

第1条におきまして、歳入歳出に4億8,794万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億5,704万9千円と定めるものでございます。

今回の補正は、18年度の決算見込額を試算いたしまして、歳出では医療給付費で10月の法改正による3割負担者の増等の影響で医療費の減額を見込むとともに、諸支出金で過年度清算分を計上いたしております。歳入においても、支払基金交付金、国・県支出金、一般会計繰入金等を調整するとともに決算に伴う前年度繰越金を計上いたしております。

まず、歳出について説明をいたします。140ページをお願いいたします。

1款、1項総務管理費においては、医療費適正化推進事業に係わる項目の組み換えと、決算見込み額を試算し872万7千円を減額いたしております。

2款、1項医療諸費において診療報酬改定と10月の法改正による三割負担者の増等の影響を見込みまして、医療費の減が見込まれるために、4億9,614万4千円を減額いたしております。

5款、1項償還金では、17年度清算による返還金を1,692万9千円計上いたしております。

次に歳入でございます。138ページをお願いします。

1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、4款繰入金、それぞれにおきまして、診療報酬等の制度改定や受給者数の減少に伴う医療費の支払額の減により、ともに減額いたしております。

5款、1項繰越金につきましては、17年度繰越額確定によりまして1億2,453万4千円を計上いたしております。

6款、1項雑入で、諸収入を決算見込みにより計上いたしております。以上で、老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第124号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第125号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての補足説明をいたします。補正予算書の143ページをお願いします。

第1条で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億104万4千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7546万1千円に、同条第3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1,468万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,932万1千円にしようとするものであります。

それでは、保険事業勘定から事項別明細により歳出から主なものについて説明いたします。

補正予算書の155ページをお願いします。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費1,014万円の減額は、主に介護認定審査会の開催回数減による委員報酬の減額であります。同じく3項、2目認定調査等費522万7千円の減額は、主に主治医意見書の見込み件数の減によるものでございます。

156ページをお願いします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費7億1,428万円の増額は、在宅サービス利用件数の増加によるものであります。2目施設介護サービス給付費1億1,977万7千円減額および6目の地域密着型介護サービス給付費1億8,265万円の減額は利用の見込み件数の減によるものです。

同じく2款、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費5億3,809万6千円の減額は介護予防給付利用の見込み件数の減などによるものです。158ページをお願いします。

4款地域支援事業費、2項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費976万4千円の減額は、生活管理指導員派遣事業委託および食の自立支援事業委託の件数の減によるものでございます。

同じく4款、3項包括的支援事業・任意事業費、3目任意事業費1,043万8千円の減額は、在宅介護用品給付費の見込み利用者人数の減が主なものです。

159ページ、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金計上の7,052万円は、国・県の介護給付費負担金および社会保険診療報酬支払基金交付金の前年度額確定に伴う超過受け入れ分を返還するものです。

次に歳入を説明いたします。150ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2,403万1千円の増額は、当初見込みよりも被保険者数の増加したことと保険料段階別人数の見直しによる増額でございます。

153ページをお願いします。9款市債、1項財政安定化基金借入金、1目財政安定化基金借入金3,966万3千円の減額は、保険料収入の増額および保険給付費の減額に伴い借入額を減額するものでございます。

引き続き、介護サービス事業勘定を事項別明細により説明いたします。169ページをお願いします。

歳出の2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費449万7千円の減額は主に予防給付ケアマネジメント業務の委託見込み件数の減によるものでございます。

168ページ、歳入の1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入3,757万5千円の減額は、介護予防サービス計画作成見込み件数の減などによるものでございます。以上簡単ですが、補正予算書の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

説明を聞いておりましたところ、見込み違いというような言葉が度々出てきてるんですね。これちょっと、なんでそうなるのかなというふうには思いますけども、具体的に、介護保険料が2,400万円ですかね、増額の補正になっているようですので、この内容を教えていただきたいと思います。それから繰越金が、端数をちょっと省略しますが、約1億3,200万円というのは先ほど国保の内容でも聞いたように、平成17年度の黒字と考えてもいいんでしょうか。その2点、まずお願いします。

○ 介護保険課長

まず1点目の保険料の件でございますけれども、その理由の一つが、平成18年度の介護保険料の当初賦課で推計していました被保険者数3万920人に対しまして3万1,242人と、300人以上被保険者の方が多かったということと、もう一つは介護保険料の段階区分ごとの人数のうち、第4段階以上の被保険者の割合が推計よりも多く、介護保険料が2,400万円あまり増加したものでございます。

もう1点、繰越金につきましては、前年度、暫定予算でございましたので、一般会計からの

事務費繰入等を多めに入れておりましたので、その分がっております。それともう一つ、旧飯塚市で財政安定化基金からの借入れをしておりましたけれども、その未使用分と申しますが、それが4,100万円ほどございまして、その分が合計して1億円あまりになっております。

○ 楡井委員

そういう中身はあるにしても、1億3,200万円というのを平成18年度の決算に繰り越したということには、間違いはないんじゃないでしょうか。

○ 介護保険課長

繰り越した額の中には、国・県、それと支払基金交付金からの義務負担割合で既に交付を受けた分がございまして、決算に伴いまして不用額として今回の補正で上げております。その分のうち、今回、国・県・支払基金に還付、返還金として上げております7千万円あまりの中にも含まれておりますので、全てが黒字というわけではございません。

○ 楡井委員

じゃあ、その1億3,200万円のうち7千万円を引いた残りが、実質黒字ということですか。

○ 介護保険課長

その内に一般会計からの繰入金もございまして、財政安定化基金から借り入れた分で既に未使用の分が4,100万円ほどございまして、以上でございます。

○ 楡井委員

それでは実質黒字は全くないということになりますね、今、おおざっぱな計算だけで言いますと。

○ 介護保険課長

財政安定化基金の借入れ等は、全体で、1市4町分で含めまして3億1,700万円ほどございます。その内、実際に使用といいますか、保険給付に充当した分が2億7千万円ほどございますので、介護保険財政としては3年間を通しては赤字ということでございます。

○ 楡井委員

次にお願いします。国からの国庫支出金、それから支払基金、それから県支出金、これらが合計で4,980万円、それから4,730万円、2,380万円という形で減になっておりますけれども、これは国保のところと同じような内容での減なんですか。

○ 介護保険課長

保険給付費の減額に伴いまして国・県・支払基金交付金の義務負担割合で計算いたしますので、給付費減に伴うものでございます。

○ 楡井委員

次に歳出の方をお願いしたいんですが、2款の大きな減がありました。2款の1項、それからこれは4億円くらいの増だったと思いますが、2款の2項のほうでは6億円くらいのマイナスになっています。この大きなプラスと大きなマイナス、これの差額、1億円近くあるんですよね。この大きなプラスと大きなマイナスの中身はどういうことでしょうか。

○ 介護保険課長

2款1項、介護サービス等諸費で4億3,600万円あまりの増額、それと介護予防サービス等諸費で6億1,900万円の減額補正をいたしております。その差が、1億4,500万円ほどの全体的な減額になっております。これは当初に見込みました要介護1以上、それと経過的要介護の方の認定者給付費の割合と、今度の法改正でありました要支援1・2の方の給付費の割合を、当初、国のワークシートに基づきまして試算しておりましたけれども、実際の認定、そして給付の実績から見まして、今回大きく補正をしたものでございます。

○ 楡井委員

今、説明がありましたように、介護保険の見直しによって認定度が変わってきて、そしてそれに基づく試算と申しますかね、これが大きく減ってきたと。特に2款のマイナスの方ですね。これと言えば、制度見直しによる個人負担の増というのも影響しているのではないのでしょうか。それはありませんか。

○ 介護保険課長

介護保険につきましては、原則、介護サービスを利用された方の1割負担ということでございますので、負担額としては、1割負担そのものは変わっておりません。

○ 楢井委員

その負担の1割が変わったとかいうふうに質問したわけではなかったんですよ。つまり、制度の見直しによって車椅子を貸し出さなくなったとか、それからベッドを貸し出さなくなったとかいうような影響が出てるんじゃないかと思うんですね。その結果がこういう数字になって表れてきてるんじゃないだろうかという心配なんですよ。その点どうですかね。

○ 介護保険課長

今、委員が申されましたベッド、特殊寝台および車椅子につきましては、10月以降、サービス費の中から減額というか、下がっておりますが、全体的に申しますと、今回の補正の大きな対応といたしましては、先ほど申しましたように要介護の方と要支援1・2の方の給付費の内容、人数等の補正で、大きく金額の減額、もしくは増額を行ったものでございます。

○ 楢井委員

要介護1、それから要支援1・2、こういうところの給付費の比率が大きいということは、そのとおりだろうと思うのですが、結局10月以降に車椅子とかベッドとか、そういう形でこれが貸しはがしと申しますか、取り上げられているという関係の数字も、内容としては含まれているということを、今、確認はできたというふうに思います。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楢井委員

一番最後の項目で私が言いましたような内容ですね、反対討論を本会議でさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第125号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第136号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案書綴りの28ページから33ページまでに掲載いたしております。

提案理由の補足説明をいたします。国民健康保険税率の改正につきまして、合併協議により、本年度中に住民負担を配慮するとともに財政負担を考慮し、新市において定める事となっております。

今回の条例改正は、飯塚市国民健康保険運営協議会において協議のうえ答申を頂いたものを、

飯塚市の財政状況を勘案いたしまして、新市での国保事業の健全な財政運営を図るために税率の改正を行うもので、関係条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で説明をいたします。30ページをお願いいたします。

アンダーライン部分を改正するものでございます。第4条第1項中「100分の9」とあるのを「100分の10.5」、所得割に係るものでございます。

第6条中「1万9,800円」とあるのを「2万4,600円」、被保険者均等割に係るものでございます。

第6条の2、「2万4,900円」とあるのを「2万7千円」、世帯別平等割額に係るものでございます。

第7条中「100分の1.45」とあるのを「100分の2.3」、介護納付金に係る所得割額に係るものです。

第8条中「8,200円」とあるのを「1万800円」と改正するものでございます。被保険者均等割額に関するものでございます。

次の、第14条、保険税の減額、第1項第1号では7割軽減分の規定を、アで「1万3,860円」を「1万7,220円」。イで「1万7,430円」を「1万8,900円」。ウで「5,740円」を「7,560円」と改正し、次のページをお願いいたします。第2号で5割軽減分の規定を改正するもので、アで「9,900円」を「1万2,300円」。イで「1万2,450円」を「1万3,500円」。ウで「4,100円」を「5,400円」と改正し、第3号で2割軽減分の規定を、アで「3,960円」を「4,920円」。イで「4,980円」を「5,400円」。ウで「1,640円」を「2,160円」と改正するものでございます。

なお附則で、施行期日を平成19年4月1日とし、適用区分で経過措置を定めております。以上で終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

国民健康保険税の税率改正について、この綴りですかね、この綴りについてまずはじめにです。

○ 健康増進課長

あ、委員長、すみません。

○ 委員長

ちょっと待ってください。執行部からお話があるようです。

○ 健康増進課長

失礼しました。あと1点、お手元に国民健康保険税条例の改正の資料を差し上げております。資料の方の説明をさせていただきます。12枚綴りのB4のものでございます。

国民健康保険税の税率については、先ほど申しましたけれども、18年度は合併協議により調整されました旧1市4町の平均賦課額において賦課いたしておりますが、19年度以降の税率につきましては、本年度調整する事となっておりますので、国民健康保険運営協議会において協議を重ねていただきまして、去る10月27日に市長あてに税率改正の答申をいただいております。

飯塚市の国民健康保健事業の健全な運営を図るために、答申に基づきまして、税率を改正するものでございます。

なお国保運営協議会での審議経過につきましては、本年6月に第1回目の会議を開いていただき、10月までに3回の協議会を開催いたしております。

会議におきましてはるる意見や要望等をいただいております。

資料の方の説明に移らせていただきます。1ページをお願いいたします。1ページの国民健康保険税の税率改正について、このページには今回の改正経緯の概略を記載いたしております。

まず1の福岡県および飯塚市の医療費の状況については医療費の状況を、全国での福岡県の位置するところ、また県内での飯塚市の位置するところを記載いたしております。福岡県は、総額で全国8位、また老人医療費では全国1位と、医療費の高い県となっております。また飯塚市は県内では、中間の位置にありますが、全てにおいて全国平均を上回っており、医療費の適正化が大きな課題となっております。

2番目の国民健康保険特別会計の現状におきましては、18年度決算見込みと17年度の決算状況を比較いたしますと、赤字が1億9,300万円増加しております。これは課税所得の影響による税収の伸び悩みと、県の交付金や共同事業の差額が影響したもので、5億8,000万円の赤字が見込まれております。

3番目の税率改正の基本的な考えにつきましては、20年度から後期高齢者医療制度が創設され、75才以上の高齢者の取り扱いが別になるために、平成19年度単年度を視野に改正を考えております。

19年度の所要医療費につきましては、18年度決算見込額と同額を見込んでおります。歳入では年金控除激変緩和措置の影響額、また地方単独分の影響額の増収を見込み赤字額を算定して、医療一般分約4億400万円、介護分約8,900万円を是正するための税率改正を行うものです。

4番目の税率の算定方法につきましては、軽減割合を7割・5割・2割と適用するために、応能・応益割合を45%~55%の範囲で税率を設定しています。

5番目であります。赤字解消に向けての方策でございますけれども、今後の健全な国保事業の運営を図るための方策でございます。まず国・県に対しての財政援助については、合併による影響等を含めた考慮を今後も引き続き要請していきたいと考えております。2番目の収納率の改善ですが、納税課との連携を図りながら、隣戸訪問等による収納率の向上を図ってまいります。3番目のレセプト点検等をより強化いたしまして医療費の適正化を図ってまいります。4番目の生活習慣病の予防のための訪問指導を実施し、さらに強化いたしまして、重症化への予防、また高血圧・糖尿病対策を保健事業と連携のもと推進し、健康づくりとその維持を促進することによります医療費の軽減を図ってまいります。

2ページの平成18年度国保会計の決算見込の表でございます。18年度の決算見込額を、一般、退職、介護に分けて示しております。左の表が歳入、右の表が歳出ですが、右下に、歳入から歳出を引いた収支額を記載いたしております。決算見込額で5億8,430万1千円の赤字となっておりますが、19年度の増収見込みを年金控除激変緩和措置分4,420万円と地方単独分繰出見込額といたしまして4,600万円の計9,220万円を加えますと4億9,410万1千円の赤字となる見込みです。これを一般分と介護分に分けますと、一般分で4億448万7千円。介護分で8,961万4千円の赤字となり、この分の補填が19年度より必要となりますので、これを賄うための税率改正が必要となるわけでございます。

3ページは、医療給付費等の年度別推移表でございます。医療分の18年度見込みが、前頁の表の額と異っておりますけれども、前頁の資料は国保運営協議会に提出した6月時点の資料で、こちらは12月補正時点の見込みで記載いたしております。

各年度の計の欄で、前年比を見ていただきますと毎年前年より増加をいたしております。18年度はやや横ばいの状況になっておりますが、これは、診療報酬の改定や制度改正による負担額の変更等によるものではないかと思っております。下の介護納付金についても、年々増加傾向にあります。

なお介護納付金推移表の18年度見込の1人当たり単価、右の一番下でございます。4万7,528円となっておりますが、申し訳ありません。4万7,578円の誤りでございます。

50円、間違っております。

4ページお願いいたします。今回改正する税率の比較を示しております。上2つの表が医療分、下2つの表が介護分の比較表でございます。2番めの医療現行と医療改正および差引額を記した2番目の表で説明をいたします。

左から所得割額、試算割額、均等割額、平等割額の合計から次の限度超過額を差引き年税額Aを算出したしております。これから軽減額合計Bを差引いた年税額Cに収納率を乗じた調定年税額Dと軽減額Bを加えて実収入額を試算いたしております。これによりまして、右端の軽減プラス年税の欄Eの4億444万8,550円が税率改正による所要額となるものでございます。なお改定率は軽減後で14.2%のアップということになります。

次の介護分でも同じく右端の軽減プラス年税欄Eの7,995万7,780円が所要額となり、同じく37.1%のアップとなっております。なお介護分のアップ率が大幅となっておりますが、6ページに介護分の税率の変遷を添付しております。制度創設以来16年度の飯塚市以外税率の改正がほとんど行われておらず、介護納付金が年々増加傾向の中、据え置かれたことが要因ではないかと考えております。

5ページには、医療分の税率等の変遷を旧市町別に示しておりますが、表の中の網掛けを行っている部分が、税率の改正を行った年度でございます。14年度に穂波町が引き下げ、15年度以降では、17年度に穂波町が引き下げ、筑穂町が引き上げの税率改正を行っております。

次のページでは、介護分を記載いたしておりますが、12年度制度創設以降、飯塚市のみが16年度に引き上げを行っている状況でございます。

7ページには、近隣市町の賦課状況を記載いたしております。

8ページには、一人当たりの賦課額比較表を医療分、介護分に分けて県下全市町村分を示しております。医療分では、列の中ほどに順位と書いてある欄があると思いますが、その左側の軽減前の1人当たり賦課額とありますけれども、この金額の高い順番に並べております。

現在飯塚市は56番目でございますが、改正後は28番目となる予定でございます。県平均よりは低い額というふうにはなっております。介護分では、44番目が20番目となりますが、ほぼ県平均と同額でございます。

9ページは、平成17年度版全国の都道府県別1人当たり医療費の資料でございます。福岡県はすべて上位に位置いたしております。

10ページ・11ページには、県内の市町村別1人当たり医療費を一般・退職・老人と分けて示しております。

最後の12ページには、国民健康保険税収納状況推移表を添付いたしております。現年度一般分の収納率は、小計の欄で示しておりますように92.8%、退職分で小計の欄の98.63%となっております。現年度分合計で93.98%の収納率となっております。以下、下の方には過年度分を記載しております。

なお現年度分の合計欄の年度ごとの収納率をご覧くださいますと、収納率は横ばいか微増の傾向を維持いたしております。以上説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

すでに高取委員が先ほど質問をしかけておりましたので、高取委員の質疑を受けたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○ 高取委員

今説明のありました国民健康保険税の税率の改正についてですね、綴りの分について質問をいたします。私は財政上のことは非常にとうございますので、質問が的を外れたような質疑になるかもしれませんけれども、その点はよろしくお願いいたします。まず初めに1ページの2、国民健康保険特別会計の現状と書いてありますが、これを見ますと17年

度決算では、約で申しますが、歳入が約132億円、歳出が約128億円で差し引き約4億5千万円の黒字となっております。これは説明によりますと前年度繰越金と一般会計の補填等の措置で黒字になっておると思います。それが無かったら、約3億9千万円の赤字であると述べております。そこで質問いたしますが、この前年度繰越金はいくらあったのか、また一般会計からの補填はいくらなされたのかお尋ねいたします。

○ **健康増進課長**

前年度繰越金ということでございます。前年度繰越金、16年度の決算分でございますが、1億5,319万1,108円で、あと一般会計からの繰り入れといたしまして6億1,370万2,575円でございます。

○ **高取委員**

もう一度聞きますが、一般会計からは約6億1千万円で繰越金はいくらですか。

○ **健康増進課長**

繰越金につきましては、16年度からの繰越金でございますので、約1億5千3百万円でございます。

○ **高取委員**

単年度は、出らんですかね。

○ **健康増進課長**

17年度の決算額につきましては、4億5,200万円を見込んでおります。

○ **高取委員**

私ちょっと調べて質問しましたら、繰越金は単年度で4億5千万円あると、それで今一般会計から今回約6億1千万円の計ですね、申しますと約10億6千万円の国保会計の繰り入れがあったので、差し引いて約4億5千万円の黒字が出たと、こういうふう聞いておったわけです。で申しますと、この4億5千万円の帳簿上といいますか、黒字が繰越金として出ると思いますので、これは17年度の決算で出たんですから次年度の18年度にはこれが繰越金として予算計上されると思っておるんです。そういうことで私調べまして、12月の定例会の特別会計補正予算、先ほど説明のありましたこれですね、この説明の中に補正予算書の131ページに先ほど楡井委員が質問されましたように諸支出金のところに全年度一般会計繰入金金の返還金が1億7,986万6千円、約1億8千万円が一般会計に返すという説明があります。この返すという説明ですよ。これが私よく分からないんです。これはどういうことの説明なのか。そのところの説明が聞きたいのですが、というのは合併時の特別の措置として、私は確か6月議会か9月議会か何かで聞いたと思いますよ。そしたら広域連合等を含めまして、一般会計からこの国保については今までに無かったけれども、一般会計から補助するといいますか、補填するといいますか、そういうことで国保会計を健全なものにしてスタートしていきたいと、こういう話があったんですよ。それが返すと、いっぺん一般会計から補填してもろちゃって、また返すと、こういうようなことですが、国保会計というのは独立採算というのは分かりますよね。今までの説明からいたしますと、健全なものにしていくために、一般会計から繰り入れしましたよと、そして今からそういうことでスタートしていきますよという中で、また返したと、このところの説明が分からない、ちょっと矛盾を感じるんですがね。

○ **健康増進課長**

今委員のおっしゃられたとおりで、合併の調整項目の中で合併時点で各1市4町国保会計の赤字は新市には繰り越さないといったような協定がなされておると思います。その中で旧1市4町におきまして、具体的には約6億1300万円程度のまず金額を国保会計の方に繰り入れていただきまして、17年度の決算をそれぞれの市町でやっていただきまして、具体的にはその約6億1千万円に対するプラスが出て約1億7,900万円、今回18年度の補正という形で歳入の方に返還金として一般会計の方では入れさせていただいているところでございます。

そういうことで、18年度からスタートするために17年度の国保会計を赤字のないものにするということでの今回の繰り入れ、一般会計への戻しということになろうかと思っております。実質的には、6億1千万円から1億7900万円等を差し引きました約4億3千万円程度が1市4町17年度時点での一般会計からの繰り入れになったといったようなことでございます。

○ 高取委員

言われることは分かるんですけど、とにかく一般会計から出しちゃったんでしょう。出しちゃって、まあだいたい見込みですからね、入れてやったらちょっと金が余ったよと、余ったから今市の財政は困っているから返せと、ちょっと三役来てありますからよく言っときますが、返せと、そういうことなら我々としては入れてやったら今から先でも赤字になるんやから、もうこの金は国保に使ってくださいと、もう1億8千万円あるけど使ってくださいというのが、あなた達は特別会計で独立採算制やりよるけど、どうせこれは年々、だいたい4年から5年後に見直しがありようその度に上げよるから、ここで親心が何か知らんけど、やると、やっつくからこれでしっかりやっていきなさいよと、儉約すべきところは儉約してくださいよとか、国に対してはものを言ってくださいよとか、とにかく国保会計というのは私一言で言ったら国の政策がなっとらんですよ。とにかく地方は苦しいんですよ。今日ちょうど私が出てくるときにNHKで行き詰まった国保会計というのがありよりましたよ。ところが、その中で国の仕組みの悪いことばかり言いよりますけど、地方ではどう対応するかというのが一言も出らんのですよ、一言も出らない。地方は困っておるんですよ。ですから、今年の4月の改定かなんかで福岡市は二十数億円の国保税が基準改正で四十数億になったと、こういうことをアナウンサーがしゃべっておりましたがね、こういうことなんですよ。ですからそのところがね、やって余った、余ったらまた財政難から返せと言ったんだらうと思いますが、そのところを私はよく理解できないんです。

ちょっと次に行きます。それで今三役が来てありますから、私はちょっと申し上げたいんですが、市の財政は当初40億円の赤字であったと、そして予算を組んだら52億円になった、これは大事ということで市長が財政の危機宣言をされました。ところがこの頃になってよくよく精算したら23億やったと、こういうことを言われました。ですから私は19年度国保会計には、合併時または合併後の特別措置として一般会計から少しでも入れられんかと、今まで独立採算でやってきたけれども、それが合併時にはいろいろ問題があった、そして合併協議会では19年度に、今までとにかく赤字にしないようにしとって19年度の当初にいろいろ考えて決めるという、決めるというのは上がることになるですよ。だから先ほど一般会計で共産党の議員が言われましたように5億4千万円か、それだけをどうか支払いのために作らないかと、こういうことなんですけどね、今回は私は一般会計からの特別措置として、いいですか、52億が23億になったんですからその点が考えられないだろうかと、そういうふうに思うんですがそのところ答弁。

○ 健康増進課長

52億が23億というふうに繰り出しが減ったわけでございます。合併時の予算編成上打ち切り決算というかたちの中で、時期がちょうど年度末という形のなかで、各市町いわゆるその時期の支出額等を重複計上といったようなこともあったようなふうに聞いております。それと繰り入れの件でございませうけれども、先ほど申しましたように17年度においては合計4億3千万円程度の繰り入れを行っておりますし、新市におきましては行財政改革大綱を策定いたしまして、非常に厳しい予算編成等がなされようと言われております。申されますように国保会計は独立採算が原則でございませうので、なかなか一般会計からの繰り入れといったものについても厳しいような状況があるわけでございます。

○ 高取委員

それはよくよく私たちが分かっておるんですけど、合併にあたりね、こういう事を言いまし

たね。合併協議会では、市の負担、即ち公共料金は低く、サービス・福祉は高くをモットーに合併した。合併せないかんとということで、そういうことを協議会で決めております。そういうことを決めて合併しましたが、今思えば私はこれは間違っておるんじゃないかと、やっぱり財政の実情を示しながら、皆さん合併するためには今から10年後には非常に良くなりますから、支出が抑えられますから皆さん協力してくださいよと言って、合併協議時に取り組んでおかねばならなかった問題と、こういうふうに思っております。合併しまして今年4月に国の基準の改定で国保税が従来よりも3倍、4倍になったっていうのが、健康増進課なり税務課なり私のところにも電話がかかってきました。それがあつた納税者の方たちと思うんですよ。そういうような声があがりましたし、今度市がまた値上げしますと、何かもう、俺たちは2年連続の値上げやないかと、こういうふうになると思うんですよ。福岡県下で2年連続して上げたというようなのは、結果的に、ないと思うんですよ。そうすると市民感情というのは噴きあがりますよ。ですから先ほど言ったように、行政は努力しております、今回こういうことがありましたけど、精査したら23億円でしたから、今回は一般会計からある程度入れますと、皆さん協力してくださいと、こういうふうにはできないのかどうかということを申し上げたいわけなんです。そうするとみんなも仕方ないねと、国保財政というのは高齢化社会で医療費がどんどん上がるんだからということで、そしたら応分の5億4千万円が2億円ぐらいやきそれなら、みんなが協力しようかなという形になるんですよ。先ほど申しましたが、国の国保会計の矛盾ですよ。交付税は下げる、とにかく出さないようにして、そして地方にはどげせいかと自主努力をせよと、こういうことなんです。やっぱり今市長がおられますけど、県の市長会では一番の問題と思うんですよ。ですからまず聞きたいのは合併時になんでそれが出来なかったのか。合併の協議会の中でも美しいことばかり言ってますよ。公共料金には低くとかね。そのツケが皆さんのところに来てるんでしょ。なぜ出来なかったのか、そこのところあったら話してください。

○ 保健福祉部長

合併のときの協議の経過ということでございますけど、私の方で簡単に協議の説明をさせていただきます。国保会計につきましては、議員さん皆さんご存知のように大変厳しい状況、これはご承知と思います。飯塚市は勿論でございますが、県下市また国の方も先ほども委員さんの方から発言がございましたNHKのテレビを見せていただきました。そういう中で感じるのは、やはり地方分権ですね、三位一体の改革、将来的に子ども、孫のためにどういう行政をやるかということが基本的な合併で、あくまでも合併は経過ということで私自身はとらえております。その中で国保税の税率改正につきましては、先ほども何べんも課長の方から答弁いたしましたように、国保税率は合併する年度は現行のとおりとすると、翌年度統一を図ると、その統一保険料は1市4町の平均額とするが、合併の翌々年度の保険税については新市において新たに設置する国民健康保険運営協議会で検討すると、なお合併の翌年の統一保険料についてかかる賦課法、収納法等については、合併までに調整するというので、これは合併の大きな調整項目でございます。これを踏まえた中で、どうしても赤字解消というのが第一前提でございます。しかしながら、赤字解消で一般会計の方から投入というのはなかなか難しゅうございますが、先ほども答弁しましたように17年度の赤字については、全て合併には持ち越さないという合併項目の中で調整をさせていただいております。しかるに18年については、それ相当の赤字体制が見込まれるわけですが、それについては19年を見込んだかたちの中で改正をしていくという基本項目がございますので、それに沿ったかたちで提案をさせていただいております。17年には先ほども言いました、だいたい4億3千3百万円の一般会計から投入をいただいておりますので、今後は私の方の国保運営といたしましては資料の1ページのほうにも掲げておりますように、国・県、これに対して強い要望を行っていくというのが基本目標でございます。それと収納率の改善に努力をするということで、あとレセプト点検と

か、またこれは病気にならないための予防指導ですか、そういう諸々の状況を今から先、取り組んだ形で健全な財政運営をやっていくということで、いろいろ検討してまいっておりますので、一般会計の繰り入れにつきましては、そういう事情の経過の中でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○ 高取委員

分かったような分からんような合併時の取り決めですけど、ある程度行政としては決断するときは決断しとかんと後に尾を引くんですよ。それが住民の感情として、何か俺たちの選挙で選んだ議員は、選挙で選んだ市長は、とこうなってくるんですよ。だから一生懸命やりようことが、結果判断によって我々が思っているように非常に悪化していく、こういうことなんです。この医療費が値上げしとる、これ分かりますよ、高齢化社会でもありますしね。国はとにかく自分たちが出す分は減らしてしもうて、先ほど申しましたように地方に対しては何も手立てをせんで自助努力をなさいと、こういうことなんです。今言われました5番目に書いてある4項目の件はわかります。よくわかりますけど、やっぱり法とか条例というのが決められたら、それは中央官庁としては良かれとしてやりよる。それが施行されたときに矛盾なりマイナスが出てきてプラスマイナス、私はプラスにならないかんとがマイナスになってはやっぱり法改正をしなくてはならんと思うんです。そういうようにさせるのは、地方の責務と思うのです。実態を国・県に上げると、そして自分たちの思想心情で今教育基本法やらいろいろ改正しておりますけど、そういうことじゃないんです。生活、生きること、生活することが大事ですから、こういう点は皆さんからしっかり言っていただかなければならんと思うんです。そこで私はこの件については非常に関心を持ったんですが、先ほど国保運営協議会か、3回もたれましたと、スーッと通ってきたような感じがするんですが、値上げに対してどういう意見が出たんですか。そのところ、結論的にはどういう結果になったのか教えてください。

○ 健康増進課長

6月に第1回目の運営協議会を開催させていただきまして、8月、10月というふうに3度開催していただき、10月27日に先ほど申しました率の答申を受けております。まず経過といたしましては、第1回目の6月の時にはそれぞれの団体の方から委員さん出てきていただいておりますので、国民健康保険の制度につきまして再度認識していただくという意味を含めまして説明し、17年度の決算見込みなり18年度の予算、また今制度改革で非常に変革の時期でございますので、そういったものの説明をいたしました。その中では1回目にはどのくらいの国保の所帯の方がおるのか。また低所得者に対して発行している資格証明書等についてもどうなのかといったような具体的なご質問等も出ておりました。2回目8月には再度より国保財政上の仕組みといったようなものも説明する中で、税率の改正案を医療分、介護分それぞれ各パターン必要額、先ほど申しました4億円ならびに8千万円トータル4億8千万円程度の必要所要額をするためには、その前後何パーセントくらいになるとこういう金額になりますといったものを数種類示させていただきまして、検討をしていただいた経過がございます。その中におきましても1人当たりの税額、また県下でどういうふうな状況になっているのかといったようなご質問もございました。3回目には、最後の会議でございますけれども、具体的にご意見等いただいております。一番強く要望されておりました徴収率等の関係につきましても、精一杯徴収いたしております。先ほど申しましたように一定の徴収は上げておると思っておりますけれども、まだまだ未納者がおられると、この解消に向けての更なる努力をするようにといったようなこと、またちょっと論点が外れますけど、社会情勢、景気が悪いからどうしても払いたくても払えない人がかなりいるのではないかと、そういったような意見も承っております。また予防といった意味での検診といったものも大切ではないかということで、このことについての意見も出されておりました。そういう意見を受けまして答申の中にもそういったことが網羅された中で、新しい医療費適正化の計画を19年度からたてなくてははいけません。予防に向けた取組

みで医療費の削減を図りながら負担を軽くしたいといったようなこととお答えして答申書をいただいた経過がございます。

○ 高取委員

この質問で終わりますけど、私もかつては国保審議会に出ておりました。その中には医師会、薬剤師会それから歯科医師会やら出ておられますけど、皆さんがデータ見せられますと医療費が今年まではこうだけど来年は足らんと、赤字だということでお医者さんも一言も言われんで、意見やら言われんで賛成なんですよ。皆さんそういうデータみたら値上げは阻止せないかんとかいう意見、支払いが出来なくなるんですからね。そういうようなことを私は今までずっと経験をしてきましたけど、そのときに質問が出るのはどういう質問かということ、基金はありますかと、基金ばかりですよ。基金はありますか、基金は5億円ありますと、そしたら当分いいですねということです。皆さんの回答としては、3年後に、4年後に国保会計の見直しがございますので、そのときに、そのときにで今まで全部可決してきてるわけなんですよ。ですから、先ほど言いましたように、結果的には飯塚市は2年連続で値上げをしなくちゃならないということですから、先ほど申しましたように行政としてもこれだけ一生懸命やっております、これだけの措置をやりますという、私は一般会計からのいくらでもよいと思うんですよ。補填をして、ただしこれは特別措置だから今回だけです、合併時の問題だけですと、そういうことを強く要望するとともにもう一つ国保会計が赤字にならないような努力をしなくてはならないといっても、なかなか難しいんですよ。私は、ここに支払いのチェックをするようなことやらをずっと書いてありますけど、それより県・国、これに対してしっかり物申す、やっぱり人の生命を預かるんだから他の補助金はいらんけどこれはくれと、こういうことをですね。それから兼本議員が言われましたように病気には早期発見、早期治療が大事なんですよ。今国保会計を圧迫しするのは高額医療なんですよ。高額医療に、難病になってしまっただけで治療しようとするれば相当な金がかかりますよ。国のことを言いましたけど、国民健康保険というのは、表現は悪いですが世の中の弱者のあれですよ。組合と言いますか、私は前職は高等学校の教員をしておりましたが、これは共済組合、これ案外いいんですね、医療費払うのに。それから大企業の厚生年金組合ですか、こういうのもゆとりがあるんですね。ないのはどこかということ国保だけなんです。それを今飯塚市、市町村が独立採算制でやってて苦しいんですよ。国は、中央は命令するばかりですよ。これしました、はい、自助努力しなさい、そして健全にします、国はこうしたら行政改革でこんなにお金が必要になりました。小さな政府、健全な政府にします。いいですよ、しかし末端は大事なんですよ。一口で言ったら、国保会計は国ですよ。国のやっぱりやり方というのが、我慢できないような形なんですよ。しかし、地方において医療費が払えないというのなら値上げせないかんが、私もそういうことを言ってますが賛成せざるを得ないんですよ、我々地方議員としては。そうしますと問題はどこかといいますと、先ほども言いましたように市長三役の方で決算されるときに、よしこれは政策としてこれだけはやろうと、飯塚市は。そういうのをお願いして私の質問は終わります。

○ 委員長

他には質疑あるんでしょう。では、暫時休憩したいと思います。

休 憩 12:36

再 開 13:45

○ 委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、議案第136号について質疑を行います。具体的な質問に入る前に、現在の医療情勢について私の認識を述べさせていただいて、誤りがあればご指摘いただければと思います。去る6月14日に、保険証の使える医療を大幅に切り縮めることや、公的医療保険の役割に大

きな変化、変質をもたらす医療制度改革法が国会で成立いたしました。その中身を見てみますと、これは既に皆さんご存知のことかもしれませんが、今年の10月から70歳以上で現役並み所得者の医療費窓口負担が3割になりました。これらの人は、7月から10月の間にそれまでの1割から2割・3割というふうになったものであります。同時に、療養病床への70歳以上の入院している方にはホテルコストといわれる個人負担が加わりました。入院中の食事は医療の一環であり、治療の一環であると思います。レジャーで入院しているわけではありませんので。このホテルコストが払えずに退院を迫られるという人も出てきているわけであり、このことと言いますと、療養病床は現在医療型が25万床、介護型が13万床、合計38万床あるというふうに言われておりますが、今後6年かけて、つまり2012年、平成24年には医療型を10万床減らす、15万床に。介護型は全廃するという計画になっているようであり、削減されるベッドは、空いているベッドを削減するというならわからないでもありませんけれども、待機者がたくさん増えている状況の中でこういう状態が作られるということでもあります。さらに、この医療制度改革でいえば、2008年、平成20年4月、ここからさらに一層厳しいものが実施されようとしています。2008年4月からは、先ほど言いましたホテルコスト、これ現在70歳以上ということになってますけれども、これが65歳から69歳の人へ広げられます。また、70歳から74歳までの低所得者の窓口負担が、現在の1割が2割に引き上げられようとしています。それから高額医療制度の個人負担上限、これが7万2,300円が8万1千円に引き上げられようとしています。それから後期高齢者医療制度というのが創設されるというわけであり、この後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の後期高齢者を対象にした保険を、国民健康保険から切り離して作られるもので、その保険料は介護保険料と同様に年金から天引きされるということになるようであり、年金は1円も増えてないのに、定率減税の廃止、高齢者控除の廃止、年金控除の引き下げ、これらによって所得税、住民税、国保税、介護保険料、これらの引き上げに、また大幅増になっていきます。この新たな負担になるわけであり、後期高齢者保険というのは、また滞納者には資格証や短期保険証が発行されるということになっており、この弊害は言うまでもないと思います。診療報酬制度も別立てとなるわけであり、2008年、平成20年4月からは前期高齢者の国民健康保険税も年金からの天引きとなるというふうに言われています。この後期高齢者保険の財源は、被保険者が1、国保などから4、公費が5ということでスタートするようですけれども、これが2年ごとに見直すということになっており、高齢化が進む日本の現状では、この割合が変化して公費5を少なくしようという国のやり方が目に見えているようであり、その具体的な数字があります。現在の国民医療費の財源構成、これを見れば一目瞭然だというふうに思います。1980年と現在、2006年、2005年、これを比べてみましたら、国費の占める割合が1980年には30.4%でしたが、これが今は26%になっている。事業主負担が24%が20.6%になっている。一方、地方の負担は5%から8.8%に上がっています。そしてさらに家計、いわゆる被保険者のほうは40.2%から44.6%に引き上がっている。このようなことから見ても、この後期高齢者保険の財源、1・4・5という比率が将来大きく被保険者の方にかかってくる、そういう危険性といえますか、弊害も持っているんじゃないかと思えます。こういうような医療状況の中で本議案が提起され、総額5億4千万円といわれる引き上げ額、1世帯あたり約2万円、1人1万円の値上げが国保世帯に押しつぶされようとしているということを踏まえたうえで、具体的な質問に入らせていただきます。

まずはじめに、質問の第一は、標準世帯の旧自治体での国保税額、または旧自治体ごとの平均国保税額、これを教えていただきたいと思えます。

次に、同じ質問の中身の1つの内訳ですけれども、議案の税率による標準世帯の国保税額、これを教えていただきたいと思えます。そして、はじめのやつと2番目に言ったやつとの差額

といたしますか、これを数字で示していただきたいと思います。まずそこからお願いいたします。

○ 健康増進課長

標準世帯のということで、非常に、標準世帯というのが難しいわけでございますけれども、手持ちのデータで標準世帯を算出いたしました、その数字でお答えさせていただきます。まず前段といたしまして、標準世帯というのが課税総所得額、いわゆる平成18年度の課税総所得を総世帯数で割りまして出した平均的な世帯の所得といった金額を115万8千円程度に設定をして、その世帯の固定資産税額を約4万800円程度と設定いたしまして、医療の平均被保険者が2人、介護が1人と言う家族構成を設定した中での世帯ごとの税額というふうに、まず前段で説明させていただきます。

まず現行の税率、平成18年度の税率で出した場合が、医療分と介護分合計で16万5,300円となります。そして改正案ではこれが19万9,000円というふうになって、3万3,700円の増というふうになってまいります。

この改正案の19万9,000円と旧市町での差額というふうに説明させていただきますと、旧飯塚市で16万6,100円、これが19万9,000円になりますので3万2,900円の増。旧穂波町で16万4,200円でしたので、3万4,800円の増。旧筑穂町では16万600円で3万8,400円の増。旧庄内町では17万2,000円ですので2万7,000円の増。旧穎田町では17万800円ですので、2万8,200円の増。ということで、旧1市4町を単純に平均しますと、差し引きで3万2,260円の増ということで、現行税率との差し引きは3万3,700円の増でございます。

○ 楡井委員

相当大きな、平均して3万2,000円以上の引き上げということになります。先ほど私、はじめの中で言った数字よりも随分大きい数字が示されたわけです。それで、次に、平成18年度の2割・5割・7割軽減の件数と金額、これがわかれば教えていただきたい。同時にもう一つ、53万円以上、いわゆる上限ですね、これを超えている国保税のカットした件数と金額、これを教えていただきたい。

○ 健康増進課長

平成18年度当初賦課で軽減をした世帯でございます。7割・5割・2割、トータルで申させていただきます。医療分で1万4,442世帯、約4億6,205万3千円でございます。介護分で4,940世帯、2,538万1千円。合計で1万9,382世帯の4億8,743万4千円。

それと限度超過でございます。医療分で577世帯、金額で3億4,222万3千円。介護分で261世帯、2,726万6千円。合計で838世帯の3億6,948万9千円。以上でございます。

○ 楡井委員

ついでですけれども、この減免の関係なんですけど、滞納額が10億9,065万円というようなことになってると思います。これは5,348件で10億9千万円ということになっておりますが、これが2割・5割・7割軽減世帯の滞納額に占める割合、それから53万円の打ち切りの世帯に滞納があるのではないかと思うわけで、2割・5割・7割、ないし53万円以上の打ち切りという人たちが、この10億9千万円の中に占める割合というのがわかりますか。

○ 健康増進課長

滞納分、過年度分につきましては、それぞれの割合の部分についてはデータを持っておりませんので申し訳ございませんが、わかりかねます。

○ 楡井委員

今、データがないということであって、調べればわかるということでしょうか。

○ 健康増進課長

現段階では調べてもわからないというふうに聞いております。

○ 楡井委員

なぜこんなことを聞くかといいますと、先ほど言われたような大きな金額の引き上げになるわけですね。そして、2割・5割・7割の軽減世帯というのも極端に出てくると思うんですよ。そういう状況の中で、滞納がどんどん大きくなっていきはしないかという心配もありますし、さらにその中の減免世帯や53万円頭打ちの世帯、こういうところがどういう状況になっているのかというのが、キチンと把握されないまま今度の条例が提起されてるということについて言えば、市民の実態を知らないまま、つかめないまま、この条例案が出されているということになるんじゃないかというふうな思いがあるわけですね。

それから次の質問に移りますけれども、国保会計へ一般会計からの法定外繰入というのはあるのでしょうか。

○ 健康増進課長

平成18年度におきましては、基本的に一般会計からの繰入につきましては、予定はございません。

○ 楡井委員

今回の値上げ、改定が実施されるということになると、これは1年間分の改定になるわけですね。そういう理解でいいですね。

○ 健康増進課長

平成19年度、単年度という基本的な考えでございます。

○ 楡井委員

この点では、先ほど高取委員が強調されておりましたように、私としても、1年間だけであるわけですね。なぜならば2008年の4月からは高齢者後期医療保険、これを創始しなければいけないということで、国保会計を相当全面的に見直さないといけないという作業が残ってるわけですよ。そういうこともあってですね、やはりこの1年間かけて、先ほど言いましたような滞納者の状況とか市民の生活の状況などをきちんと見極めたうえで、発揮させなければいけないということが出てくると思うんですね。キチンとした方向をですね、国保会計。長年の、一定の期間を持ったやつにしないといけない。そういう意味ではこの1年間だけの改定ということでは、市民の混乱なども生む可能性もあると、問い合わせも殺到してくると、仕事もなかなか大変だというようなことがあるので、1年間であれば、何とか考えて税率を見送ったらどうかというふうに思ったりもしております。

それで次の質問に移りますけれど、先ほど高取委員がやってた、この資料ですね、これに基づいていくらかお聞きしたいと思います。第一は、税率改正についてということで大きく5点書いてあります。その第1点の5行目の一番最後のところでですけど、医療費の適正化という言葉があるんですね。これは、どういうことを指して適正化というふうに言ってるのかということを知りたいわけです。それで、短期保険証や資格証の発行の論拠に、この適正化という言葉が使われているのではないかという気もしますので、まずこの医療費の適正化ということの定義づけといいますかね、これを説明していただきたい。

○ 健康増進課長

医療費につきましては、この適正化という言葉は、平成20年度からも医療費適正化計画といったような具体的な数値目標を持った計画を設定しなくてはならないといったような国の方針等も出されております。適正化といったことは、いわゆる、病院にかかるな、といったようなことではないというふうに理解しておりますし、病院にかかる前段での予防、一定の検診等によりまして、前段の、基本的に保健事業等で医療の重症化になる前に一定の手立てをもって生活習慣病なりいろんなことを抑えていって、どうしても医療が必要な方には十分に医療を受けていただくと、そういった適切な、基本的にそこで医療費がかさまないようにといったものも

含めて、前段の予防といったものが大きく前面に出されているというふうには理解をいたしております。

○ 楡井委員

今言われたようなことが本当に実施されようというふうにしているならいいんですけど。しかし具体的にはそうになってないというふうに思うんですよね。なぜならば、資格証の発行が、決算審査の中でも明らかにしましたように随分増えてますでしょ。それから高齢化が進むということになれば、当然医療費はかさむわけですよ。それからいま一つは、予防ということで健康診査の話も出ましたけど、この合併になった後、健康診査の個人負担分といいますかね、手数料といいますか、これが軒並み有料化になったでしょ。そういうことから考えたら、この一番最後に書いてある生活習慣病の予防というのは、これは成し得ない課題じゃないかというふうに思うんですよ。いかがでしょう。

○ 健康増進課長

基本的に、今言われましたように、生活習慣病の予防等の訪問指導の実施というふうに書いております。先ほどもちょっと申しましたように、平成20年度からの制度改革に向けまして、予防に重点を置いた施策といたしまして、具体的には特定検診、特定予防・指導といたような制度的なものが義務化されます。その中におきまして、一定の数値目標も求められます。そのことによりまして、医療を必要な方に十分に受けていただく、そこまでない方には前段でそうならないような施策に重点を置いていこうといったような国の考えでございますし、そういうことを前提といたしまして、今後の国保会計の赤字解消の大きな施策として進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○ 楡井委員

国の施策は国の施策としていいんです。要は、やっぱり飯塚市民に対する行政、議会の責任を論じてるわけですからね。ですから先ほどから言いますように、早期発見・早期治療と、これが病気を重くしない最大のものだと強調されておりますけれども、それならその資格証を取り上げておいてですよ、それから予防のための検診に行きたいという人に対して負担をかけておいて行けないような状況を作っておいてですよ、早期発見・早期治療もないじゃないですか。そう思いませんか。

○ 健康増進課長

基本検診につきましては、老人保健の中で一定、基本検診のそれなりの実績が上がってきていると思っておりますし、先ほど申しました特定検診というのは、さらにその実績を上乗せしているという部分の考え方でございます。資格証明書につきましては、平成12年度からですか、義務化されまして、いわゆる滞納者に対する納税の折衝と申しますか、納税していただくという1つの手段として資格証明書を発行いたしております。そのことによって、病院にかかるなというところは全く考えておりませんし、意味しているものではないと考えております。そういうことで、資格証につきましては前回申しました、平成17年度末では875人の方が資格証を発行しておった数字でございますが、最新の数字で申させていただきますと、平成18年の11月末で735人と、若干減っております。そのことによって、納税されたというか、その辺の内容は特定できませんけれども、そういう機会を持つための一つの手段であるというふうに理解いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

水掛け論的な話になると、審議の進行を妨げるというような形になると思います。けれども、やはりこの資格証明書を今まで全然発行してなかった自治体があるわけですね。そこが新たに資格証明書を発行するような結果になってるわけだから、合併の結果。従って、これ、資格証明書をもらうと、やっぱり病院に行くのに足が遠くなると思うんですよ。いろいろ言ってもですね。そういうことをとりあえず指摘しておきたいというふうに思います。

それから次の問題ですけれども、この同じページの2番目に、平成17年、先ほど言いました、4億5,200万円くらいの黒字ということがありまして、平成18年度の見込みが逆に5億8,400万円くらいの赤字というふうに書いてあるわけですね。この落差は10億3,600万円あるわけですよ。この落差の原因というのは、どういうことなんでしょうか。

○ 健康増進課長

先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、平成17年度の予算上、形式的に4億5,226万3,766円あるわけでございますけれども、この中から平成17年度の単年度の実際の収支を出す場合には、基本的に一般会計からの基準外での繰入金、それと平成17年度に使われた医療費、それに対する国からの交付金・負担金等、これを増減、清算をして、その年度の特別会計の黒字であるか赤字であるかを出してくるわけでございます。その4億5千2百万円が、次の行に書いておりますように、3億9千万円の赤字まで減になるという予測で、そこに書いておりますし、平成18年度は、次の2ページに決算見込みというふうに書いておりますけれども、これが歳入部分・歳出部分を試算した5億8千万円でございます。これ、平成18年度におきましても、一般会計繰入、また国・県等の増減の清算といったものは発生してくるわけでございますので、ここでただ今申されました10億円という数字には、基本的にはなっていないというふうにご理解をしていただきたいと思います。

○ 楡井委員

10億円にはならないという見通しですけど、先ほどの補正予算の審議の時も言われたように、今回合併との絡みもあって、相当見込み違いとか、相当大きな数字が訂正、補正があっておるわけですよ。そういう心配はないですか、この会計については。

○ 健康増進課長

データといたしまして、平成17年度末の合併時には多めに計上したというのがそれぞれに見受けられましたけれども、現在示しております数字は最新の数字をもって示させていただいております。ただ、2ページの部分につきましては、平成19年度の税率改正に向けての、平成18年度と同じ推移でこういうふうになりますということでございますので、そこはまだ推移の範囲であるというふうにご理解をしていただきたいと思います。

○ 楡井委員

それから3のほうに、税率改正の基本的な考え方とあるんですけど、年金控除の激変緩和措置の影響額ということで4,420万円が組んであります。これは確か、1人当たりになると約1万円くらいになるのではないかとというふうに思うんですけども、今回また、来年度になりますけれども、定率減税が全廃になるということになりますので、この金額がまた増える可能性があるということになると思うんですね。そういう意味では、年金で暮らしてる方たちは今年のこの影響額、約4,400万円、さらに来年の定率減税がなくなったことによる、同じ金額くらいじゃないかと思います。そして今度の国保税の負担増ということで、三重の負担になってくる。年金生活者の方ですね。こういうことを私思うんですけども、そういうふうな理解は間違ってますか。

○ 健康増進課長

国保税の年金控除激変緩和措置といったものが平成18・19・20年度の3年間の経過措置でございますので、今言われましたように、負担、いわゆる控除が減るということは基本的に税額がその分若干伸びますし、各被保険者におきましては負担増ということになると思います。

○ 楡井委員

ここに、ある人の現在の納付書があるんですよ。この方、課税標準額というのが225万円ですから、先ほど言われた115万円でしたかね、それよりは随分収入のある人なんですけど、この人現在、介護保険料と合わせて28万8,000円払ってるんですね。これが今回の

税率改正で計算しますと、35万0,060円とかいう数字になって出てきてました。結局、28万8,000円が35万円ですからね、7万円近く納入が増えなければならないという、ひどいものなんですね。ですから、こういうふうな形で、どの家庭の人達も、先ほど言われた、大方平均3万円以上でしょ、どの自治体もね。そういうような状況の中でこの負担の増加、これがここだけならいいんですけど介護保険も含まれた金額になれば随分大きな金額になるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、4ページに数字がいろいろ書いてあります。これで、税率および税収比較表というやつの中で、一番最後のほうの限度超過世帯、これが現行と改正の後では536から742というふうに、206世帯増えることになっています。さらに、介護の関係でいえば、261世帯が599世帯まで倍以上、338世帯も増加になるということになってるわけですけども、これは先ほどの定率減税だとか老年者控除の廃止とか、そういう国の税制改正といいますかね、改悪ですけども、それとの絡みでこういう増加になってるのどうかというのは、わかりますか。

○ 健康増進課長

現行と改正の部分でございますけれども、現行では所得割で9%で掛けております分を10.5%掛けております。ということは、おのずとそこで所得割額が上がってまいります。そのことによりまして、ボーダーラインにおられる方が上がっているということになる数字でございます。

○ 楡井委員

そうすると、税制改正で金額が増えるから世帯が増えるということでありましてけれども、当然そんなふうに税金の額が上がるということは、先ほども説明があったように老年者控除で控除額が少なくなれば課税所得が上がる、当然国保税も介護保険料も上がるという関係になりますから、私が質問したことについて言えばそのとおりだと、こういうことになると思うんですが、そういうことでいいですね。

○ 健康増進課長

限度超過額53万円ということでございますので、定率減税云々との比較ということではちょっとその辺は分かりかねるところがありますけれども。

○ 楡井委員

結局その53万円を超える世帯が定率減税や老年者控除やそういうことが廃止になって、世帯がそういう意味で増えるというふうに今言われたんですよね。ですから当然私の言ったような方向になるんじゃないかというふうに思います。分からないということじゃないんじゃないかと思うんですね。

それから次に6ページに移らせていただきますと、この1.45という18年度、それから8,200円と、これ介護の関係なんですけど、これがずいぶん今度は2.35ですか、それから1万800円という形に大きくなります。この影響というのが先ほど言われたように4千数百人だったですかね、というような数字に示されていたというふうに思うんですよね。これでその総金額というのはどういう金額になるかというのはお分かりになりますか。

○ 委員長

ちょっと質問が分からん、ちょっと最後の・・・。

○ 楡井委員

介護保険の税率改正によって、介護保険だけをとってみた場合の金額の大きさといいますか、差額。現在がこれくらいで改正でこのくらいになるというのがどこか資料にありましたか。もしもあったら示していただきたいと思います。

○ 健康増進課長

4ページの方に税率および税収比較表、介護、医療というふうにございます。そこで下のほうの、一番下の方に介護現行、一般、退職、計、介護改正、一般退職、計、差し引き額、一般、

退職、計というふうに示しております。こちらの方にその税率に伴います金額等の差額等を出しております。

○ 楡井委員

それでその結果、現在の介護保険料の37%増ということになるんでしょう。そういう意味で、それで上の方の医療の関係の税額の計算のところでは調定年税額、それから介護保険の方も調定年税額というのがありますけど、これは結局、調定全額ではなくて調定の93.5%とかという、下の方、両方二つありますけれども、98%、91%という、100%保険税、これを集めようという姿勢ではないというふうに見えるんですがそう見ていいんですかね。

○ 健康増進課長

決してそういうことではございません。

12ページの方に収納状況推移表ということで書いております。14年度から17年度にそれぞれの収納率を挙げております。今回4ページの方の医療分でコンマ935、介護の一般分でコンマ910、退職分でコンマ980、この部分というのは基本的に数値目標といたしまして努力目標も含めた上でこれ以上のものを一応目標に、基本的には考えておりますけれども、今必要な額ということで4ページにおけるその調定年税額のコンマ935なりというのはここに100%の数字を持つてくることによるとまた赤字といった形が12ページの調定推移表で見ただけでもお分かりになると思いますが、一定の徴収率の水準は確保いたしておりますし、今後この部分も上乘せすることによりまして赤字体質からの脱却からの一つの大きなウェイトを占めてくるというふうにも理解しております。

○ 楡井委員

滞納額が10億9,000万円あるわけですね。約11億円。この滞納額の現年分の0.935、93.5%でしか、この予算を組むというようなことでいえば、後の6.5%という調定額は初めから皆さん方の視野から消えてしまってるんじゃないかというふうに思いますよね。当然その11億円の滞納額の問題ありますね。総合計の一番右の一番下見ると72.7%じゃないですか。これ滞納額を含めたらこの数字なんですね。現年分だけ見れば93前後でずっと推移してますけども。だから結局全体の金額を視野に入れたものを追及せないかん。これは決算のときもそういうふうな意見を述べたと思います。そうなってくると滞納者に対して非常に厳しい態度で臨まないかんというようなことを共産党として推進するんかというふうなことになりますけれども、その点はその点でちゃんと穂波のときの申し合わせ事項をちゃんと抑えておりますのでね、その視線で滞納問題にも取り組まないかんという関係になってくると思うんですよ。だからはじめからこの93%、94%、100%目に入れたいというような姿勢での取り組みということは正しくないんじゃないか。確かに赤字になったらいかんというような行政としての予算の関係もあるんでしょうけども、そういうふうなことをキチンと思うわけですね。ですからもししないと、年々滞納が増えていく。また今度5億4千万円も賦課を住民にかけるわけですね。そのうちに必ずそのうちの何パーセントかは滞納として残っていく。そういう可能性を秘めているわけですね。先ほど2、7、5の状況も分からない状況と、2、7、5、賦課かけるときには2、7、5、計算してするわけですよ。ところが徴収してくる側というのは、徴収した結果というのは2、7、5がどういう変化になつとるのか分からない。そういうことになってしまっているわけですよ。これ市民の生活をよく見るという意味からすれば、どうしても53万円を超えた人たちの保険料の納入状況はどうなのか。7割も補てん、軽減してやった人たちの納入状況はどうなのかというのをキチンと見ていかんと本当の意味での血の通った市政と、行政というのが実行できないんじゃないか、そういうふうに強く思うわけですね。ですから今回のこの値上げによっても、今のような説明をずっと聞いてきた上で言えばさらにいっそう滞納が増える。そして1億6000万円でしたか1億6000万円でしたか、ちょっと数字正確じゃありませんけど、不能欠損で切り捨てとるわけですね。これが年々増え

ていきよる方向だということも答弁でいただきました。これはやっぱり正しくないというふうに思うんですね。そういう状況を起こさないようなことやっていかないかんというふうに思うんです。そういうことやっぱり全体をもういっぺん再度国保会計ということからだけじゃない飯塚市全体の会計を見通して、そして将来の国保会計を見通してやってもらいたい。そのためには20年で大幅に先ほど言ったような方向で国保会計の改正をせないかん。そういう意味から言ってもこの1年間限った話にせずに、1年間はいろんなところからお金を引き出してきて赤字を埋める。そういうふうなことも考えてやっていただきたいというふうに強く思うところです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今述べましたように、2008年、平成20年には介護保険を含めた国保会計のあり方を全面的な見直しが求められている時期だというふうに思うわけです。そういう時期にこの1年限りの改定を急ぐのではなくて、十分に深く検討すべきではないかというふうに思います。1年待てないんだらうかということですね。本日リコールによる議会解散の住民投票実施を求める本請求が行われました。順調に行けばといいますか、今までのスケジュールが示されているところによれば、2月4日には私たち議員は失職をいたします。議会解散です。そういう意味ではその審議の結果は急げば市民の皆さん方の投票行動の判断材料になりかねん大きなポイントになるというふうに私は思うわけです。このよううわつた時期に検討するのではなくて、平成20年というところをしっかりと見据えた全面的な検討をすべきであるというふうに思うわけです。そのことが市民、ましては国保世帯の困惑と混乱ということを解消する大きな問題やないかというふうに思います。ぜひ議員の皆さん方の賛同も得てこの議案についての撤回ないし継続審査という形で終わらせていただきたいというふうに思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第136号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第138号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案書綴りの37ページから41ページの方に掲載いたしております。

議案第138号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例でございます。補足説明をいたします。

子育て支援の充実を目指すために、県費補助事業の乳幼児医療費支給事業費補助金交付要綱の改正に伴いまして、関係条例でございます飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例、飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例、飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、4歳未満、3歳児でございます、の乳幼児医療費の初診料および往診料の自己負担分を公費により負担し、保護者の負担軽減を図るためのものでございます。

なお県費補助金交付要綱による交付対象者は、3歳未満児が対象となっておりますが、本市

におきましては、拡大分としまして4歳未満児を対象と致しております。

新旧対照表で説明いたします。39ページをお願いいたします。アンダーラインの部分が改正するものでございます。

飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例でございます。第3条、乳幼児医療の支給でございますが、中ほどの、ただしの次に、「乳幼児のうち4歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあっては」の文言を挿入することによりまして、初診料および往診料についての、4歳児未満の者を新たに補助の対象者とすることを規定いたしております。

次に、飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例でございますが、次のページをお願いいたします。第4条で、同じく、中ほどのただしの次に、「対象者のうち4歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあっては」の文言を挿入することによりまして、4歳児未満の者、3歳児でございますが、を新たに補助の対象者とするものといたしております。

次に、飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例でございますが、第3条で同じく、3歳児の初診料および往診料を、新たに補助の対象者とする事の文言を整理し挿入いたしております。

なお本文附則におきまして、この条例は平成19年1月1日から施行するものといたしております。以上で終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第138号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 指定管理者の指定について(飯塚市穂波福祉総合センター)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 穂波福祉総合センター長

議案第145号、飯塚市穂波福祉総合センターの指定管理者の指定について、補足説明をいたします。議案書の57ページをお願いいたします。

穂波福祉総合センターの管理運営につきましては、飯塚市穂波福祉総合センター条例第3条の規定に基づき、指定管理者にこれを行わせるものとし、市報、ホームページ等で公報を行いました。飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を11月10日に開催していただき、申請団体の提出書類および面接に基づき、評価、審査の結果、指定管理候補者の答申を受けました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお指定管理者となる団体の名称は、株式会社トキワビル商会、指定の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間でございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

145号ですかね。この指定管理者制度で穂波福祉総合センターを運営していこうということでの議案でありますけど、私9月議会で指定管理者制度について忠隈住民センターとこの福

祉総合センターの条例改正のところで審議しましたときに意見として述べたことが、この指定管理者制度をするときには独立行政法人と指定管理者制度、どっちがいいかこれを比較検討しなさいという総務省の指示があるんですけど、これがやられてないということと、それから住民参加の考え方とか、積極性の後退とか、住民監査請求や住民の目線で、また利用者の体感で反映させる、この運営を、ということでの保証がなくなるというようなこととか、兼業禁止の問題とか、そういうふうな利用料の問題なんかも5年間は現状が守られるということであったわけですけども、それを過ぎた後、果たして公平な利用サービスが受けることができるかというようなことを問うて反対討論したわけです。

それで今回トキワビルというふうなことに決まったということなんですけども、これは下の方に書いてあるように、申請団体が1団体であったというふうに提案されています。これ公募という形、当然と思ったと思いますけれども、公募をどのように行ったのかということをもっと聞きしたいと思います。

○ 穂波福祉総合センター長

公募につきましては飯塚市の市報、それとホームページの方に掲載をしました。応募期間につきましては、10月10日から10月31日までをしております。

○ 楡井委員

その間に1社しかなかったということなわけですね。それで、5年間というふうにこれなってますよね、19年から24年まで。この間、毎年監査なり業務報告等は行われ、行政としては当然行われると思いますけれども、その結果を議会への報告という形で行われるんでしょうか。

○ 穂波福祉総合センター長

議会への報告は行われません。事業計画書という分が提出される分と、毎年度ごとに事業が終わった後に事業報告書というのを提出の義務付けがされておりますので、その事業報告書に関しての監査はできると思います。

○ 楡井委員

そうなるくるとこの5年間はかなり大きなお金が補助として出されるんじゃないかと思うんですよね。ここに目的の中に施設の管理費の削減が図られるというふうになっておりますけど、この穂波福祉総合センター、ここを審議したときに約7,000万円くらいの持ち出しというようなことになってたんじゃないかというふうに思うわけですね。この7,000万円が当面5年間の間は支給されるといいますか、委託料の形で出て行くわけですね、行政の側から。それは間違いないですかね。

○ 穂波福祉総合センター長

一般財源の方の持ち出しが7,000万円ほどございましたけれども、このたび公募に関して減額の金額が約2,000万円ほどの減額で公募いただいております。

○ 楡井委員

そうすると当面、19年度は約5,000万円を支出せないかんと。こういうことになりまますね。そうですね。

○ 穂波福祉総合センター長

19年度については5,000万円ほどの指定管理委託料を計上する予定にしております。

○ 楡井委員

その後の展望といいますか、平成20年、21年、22年と。こういうことは計算といいますか、計画にありますか。

○ 穂波福祉総合センター長

19年度の事業報告等の提出を義務付けておりますので、その内容を精査いたしまして20年度、21年度という形の指定管理委託料というのは変動する可能性はあります。

○ 楡井委員

それでは結局19年が終わった時点で20年、20年が終わった時点で21年と、こういうふうなことだというふうな説明だと思うんですね。そうなってくると毎年いくら市の方から補助金といいますか、交付金といいますか、それを出さなきゃ、何ぼ出さないかんかというのが分からんということになるわけですよね。そういうふうな状況にもかかわらず、先ほど答弁ありましたように、議会のチェックが入らない。公金を支出するのに議会のチェックが入らないというのはいかがなものかと思うんですね。これが指定管理者制度の欠陥なんですよね。ここをどうするかということになりますし、そういう意味ではこの5名の管理者選定委員会というのが5名で構成されているようですけども、ここの役割が非常に大きい、そういうふうになってくるんじゃないかと思うんですね。このメンバーの人たちは守秘義務とかいうことであって、報告ができないんですかね。

○ 穂波福祉総合センター長

毎年度の終わり、終了後の60日以内に事業報告の提出は義務付けてますし、協定書等の中でも毎月の監査というんですか、収入とかの確認とか、現地調査という、立ち入り検査とかいうのは実施できますので、そういうものでは対応できます。

それからさっきの監査の件ですけど、指定管理料という支出を行いますので、その委託料の関係の監査の方は受けれると思っております。

○ 楡井委員

確認しますけど、指定管理料という項目で議会のチェックができるという意味ですか。

○ 穂波福祉総合センター長

予算の支出をいたしますので、その予算の内容について確認はできると思いますけれども。

○ 楡井委員

それでは次に移らせてもらって、5名の人数は言えないんですね。指定管理者選定委員会の5名のメンバー。

○ 総合政策課長

5名の選定委員さんでございしますが、学識経験を有する方が3名と市民公募から1名、それと市長が必要と認めるものということで職員が1名、以上5名で構成をされております。

○ 楡井委員

分かりました。いずれにしてもその選定委員会の役割というのが非常に大きいと思います。それでその人たちが、この括弧の1、2、3、4とありますうち、1番、2番、公正で公益的な管理運営が見込まれるか、これ見込まれなくなった場合とか、それから施設の目的、理念にあった事業が実施できるか、それやってないというようなことになった場合の対応はどこがどういうふうにするんでしょうか。

○ 穂波福祉総合センター長

この分については地方自治法の244条の2の11項の方に指定管理者がそういう指示に従わないときは管理を継続することが適当でないとするときに対しては取り消しとかまたは期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができるようになっております。

○ 楡井委員

そうすると、それはそれでいいです。先ほどの話に戻りますけど、来年は2,000万円の削減ということになりますけど、これは現在職員の方がやっておられて、その職員の方からこのトキワビルさんに移るといことでの人件費の削減というようなことが大きいんでしょうけど、2年目、3年目からはそういう人件費の大幅な削減ということが見込めないんじゃないかと思うんですね。そうなってくると、勢いどこをどうするかということと同時に、特に6年目からは利用料制度といいますか、これになるわけですよね。いうなら独立採算制になるわけでしょう。これ全然ずっとこの今のシステムが続くわけですか。

○ 穂波福祉総合センター長

今回は5年という契約をしております。5年の期限が切れる前、前年度になりますけれど、新たにまた公募を行います。そういう対応で行うようにしておりますけれど。

○ 楡井委員

公募して誰になるかというのはいいんですけど、6年目以降も収支の赤字の分については行政の側が補てんするというシステムが続くんですかね。

○ 穂波福祉総合センター長

一応6年後、期限後も続く予定になります。その中で指定管理者自体が収入増、それとかサービスの向上とかをされて、委託金が減るという可能性もありますし、建物自体の維持管理費の方がかさむことも考えられると思いますので、その分については確定はできかねます。

○ 楡井委員

いずれにしても行政の側からの、市の側からの持ち出しがゼロになるということはないわけですね。じゃ、いいです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○ 楡井委員

私はこのことについては反対の表明をしたいというふうに思います。文章的には質疑をやったばかりではっきりしませんので、また本会議のときにキチッと言わせてください。お願いします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第145号 指定管理者の指定について(飯塚市穂波福祉総合センター)」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

後、請願ですが、紹介議員のあれもありますので暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:05

委員会を再開いたします。

○ 委員長

「請願第3号 手話通訳派遣事業の充実実施を求める請願」を議題といたします。おはかりいたします。請願第3号の審査をするにあたり紹介議員として本松和也議員に出席を求め説明を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。紹介議員に出席を求め説明を受けることに決定いたしました。それでは、ただ今より紹介議員の説明を求めます。本松和也議員、紹介議員席へどうぞ。

(紹介議員席へ移動)

それでは、趣旨説明をお願いいたします。

○ 本松和也議員

30番、本松和也でございます。請願第3号 手話通訳派遣事業の充実実施を求める請願に

つきまして、ただ今からご説明をさせていただきます。手話通訳派遣事業の充実実施を求める請願、請願事項、障害者自立支援法第77条（地域生活支援事業）第1項第2号で、市町村に実施が義務づけられている手話通訳派遣事業について、次の1、2、3を実施してください。

なお各事業の実施にあたっては、その内容について、飯塚市聴力言語障害者福祉協会、嘉飯山手話の会連絡協議会と十分に協議をしてください。1、専任手話通訳者を設置し、派遣する事業を実施してください。2、専任手話通訳者を補完する制度として、手話通訳者を登録し派遣する事業を、1に合わせて実施してください。3、手話ボランティア養成講座、手話通訳者養成講座を定期に開催し、聞こえる人に手話やろう者問題を啓発するとともに、専任手話通訳者設置・派遣事業、登録手話通訳者登録・派遣事業を継続して運営する基盤となる手話ボランティア、手話通訳者を養成する事業を実施してください。以上。

なお請願理由につきましては、省略させていただきますが、質疑の中で分かる範囲でお答えをしたいと思います。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

言われました1、2、3については、これは我々はこの1、2、3の請願と言いますか、要求と言いますか、要望と言いますか、これは当然ですね、私は実行していかなくてはいけない、成立させなくてはならないと、こういうふうに思っておるわけでございます。しかしながら、先日手話通訳者と申しますか、言語障がい協会と申しますか、そういう方々と話をしたとき突然ではございましたが、いろいろそのときも私も質問をしましたんですけど、こういう飯塚市議会厚生常任委員会委員の皆さんとの懇談会資料というのをいただきました。これのことにもちょっと質問しましたが、中を見てもみますと、いろいろ行政として、また議員として予算上のこととか、他団体の問題とかで、ちょっと即決ができないということがございます。例えばね、私はこの一番この問題というのはちょっと言えば、1番がやっぱり論議を要することだろうと、2、3はこれ当然いける問題じゃないかと、こういうふうに思っておるわけです。その中に、専任手話通訳者の設置派遣事業の実施についてのところに、専任の手話通訳者をつくってくださいと、それについては、労働条件というのがあるんです。それから人数が3名、それから登録手話通訳者10名とか、ボランティアは多数とか、ずっと書いてあって、労働条件のときに市職員の俸給表の適用というのやらがあるんですね。このとき聞きましたらそれはまあ事業によっては、行政の方と話し合われたときに、そういう問題は解決してくださいというような私話であったと思います。ですからそういうところから考えまして、この労働条件とか、いろいろ書いてありますが、今言われましたようにね、それからそののちに私たちはまた行政の係の担当者とも話し合いをしたんです。そのときの話の内容にしますと行政の方は委託という、県がやりよった委託というようなものだった。今度は手話の方では義務だと、行政の義務だと、こういうところの大きな差があるんですね、それでこういういろいろ要求がしてありますが、私が引っかけたのは市の職員並みとかになりますとね、採用試験はあっているが、しかし、その場合には手話の方から、この人にして下さいと言うのか、何ですかね、給料表並みとか言うのと、いろいろできないなというような気持ちもするんですが、そのところはどのような請願議員の方に、手話の会がどのような説明をされたか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○ 本松和也議員

お答えをさせていただきます。請願事項の1番の専任の手話通訳者を設置してくださいという関係につきましては、請願理由の中でも書いてございますように、いわゆる高い専門性、それから信頼ができる人間性、それから即応性と言いますか、そういうことで専任の手話通訳者が設置が必要なんですよということでございます。ただ今、委員のご質問のように、例えば職員としての身分と言いますか、そうしたところの労働条件だとか、そういうものにつきまして

は、私の答えられる権限ではございませんし、お聞きもしてないわけなんです、それは今後当局の方と十分話し合いをされて、実効性のあるような条件というものを探っていかれるのが一番いいんじゃないかというふうに、私としてはそれ以上のお答えはできませんので、ご勘弁をいただきたいと思います。

○ 松本委員

今、高取委員の方からお話がありました。私ども委員会として団体の方ともお会いをいたしましたし、また行政の考え方というの、お聞きをいたしました。私ども委員会として、手話通訳の方はぜひとも必要であろうという確認は、全員思いは持つておるわけですが、団体側と行政側とがもう少し話し合いをしていただかないと、なかなか温度差があるというふうに私は感じております。しかし、障がい者の皆さん方が本当に地域でいろんな皆さん方と交わっていただくには手話を通して、自分の思いを伝え、また先方の思いを自分たちに伝えてもらう、これしかないわけですので、ぜひともその辺については、早急な対策が必要であろうというみんなの思いは一致をいたしておりますけれども、中身についてもう少し今申し上げるように、やはり詰めた専門職の手話通訳というような形、また派遣というような部分も出てきておりました。ぜひとも前向きな体制の中で、思いをかなえていただきたいというのがあるんですが、ここで私としてはもう少し中身を整理をしていただかないと難しい部分があるのではないのかなというのを正直感じておりますので、行政の責務という部分でそれもやっていただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

○ 委員長

すみません、紹介議員に対する質疑ですので、ほかに質疑がなければ、「すみません」と呼ぶ声あり）紹介議員に対する質疑ですので・・・（「すみません、紹介議員の質疑ではありません。すみません」と呼ぶ声あり）では、それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。本松議員、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

（紹介議員、退席）

次に、執行部に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 栗木委員

1月の7日に懇談会を市当局としました折に、例えば議員の方では専任設置を強く要望し、また市の方では、いや非常に財政面、いろいろ問題があるということで登録派遣というふうなお答えがありました。そういう中で非常に認識、お互いに一致しない面というのがいろいろございましたが、その間から今日まで11月7日から、その中で市当局としてのお考え方がどういうふうになったのかということ再度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。今、ご質問者が話をされてありますように、私の方は11月7日に厚生常任委員会と協議をしたわけですけど、この中でも話をさせていただいておりますが、手話の会とは今後とも誠意を持って協議をしていきたいということで、今まで以上に手話の会と何度も何度も話をいたしまして、できるだけこの請願の趣旨ということについては理解していきたいと考えております。ただ、そのときも話をいたしましたし、また今後ともご相談申し上げますけれども、請願の理由の1にございます専任の通訳者の設置派遣ということと2番目のこれを補完する制度としての登録派遣というふうなことについての手話通訳の、ちょっと話が今あるわけですけども、本市としましては何度も話をしておりますように専任ということについては、すでに2名配置し、今これは児童育成課とアン・アビでございますけれども、もちろん今の本市の財政状況から申しまして、非常に困難な面もございますけれども、2番目の登録派遣、これを先に協議できないかという具合に考えておりますので、よろしくご理解の方お願いしたいと思います。以上でございます。

○ 栗木委員

専任設置と非常に厳しいという状況の今お話ありましたが、例えば登録派遣となりますとその専任設置に対しての登録派遣でカバーできるのかどうかと、その辺が私もよく理解しておりませんので、お願いします。

○ 社会・障がい者福祉課長

ご説明いたします。登録派遣というのを先に協議をお願いしますと、今、私の方が説明いたしましたが、これはいわゆる専従常駐の職員、もちろん市の職員ではございませんけれども、県が実施いたします手話通訳者の要請事業において、登録をされた方という方を登録いたしまして、必要な時間、場所に、順番によりこれを派遣するというところでございます。本市の場合は今後こうした事業について、もし協議等が整えば障がい者の団体の方には相談申し上げまして委託という形に持っていきたいというふうに考えております。そういった意味で一応専任通訳者の補完というようなことではなくて、そういった具合に理解しております。

○ 栗木委員

先ほどから高取委員とか、松本委員からの非常に重要な課題であり、もう大変現段階では非常に判断が難しいというようなご意見が出ました。その委員さんたちのご意見もありましたように、本当にこの請願については私たちはまだまだ慎重に審議していくべきではないかなと思いますので、本日は継続審査としていただけましたらということで委員長の方においてお取り計らいをお願いしたいと思います、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ちょっと待ってくださいね。質疑ほかにちょっとある方。

○ 平山委員

あのですね、あっ、立ってですね。今執行部の言われた1の専任手話通訳の考え方と手話の会が言われているこの専任手話通訳者の考え方がまったく違うと思うんですよね。この前手話の会の方から聞いたお話のこの専任手話というのは自分たちが推薦する人を置いてくれんかと、今の置かれてる手話の会、あっ手話の会じゃない、専任手話の人たちは今の手話の会の人たちの心がわからないというようなお話をこの前私は聞いたんですよね。そこに1つの問題点があるんですよ。だから執行部が今言ったように県の事業の派遣者じゃなくって手話の会が推薦される人を置くか置かんかというのがまず1つでしょ。それとその人が職員並みの待遇を受けるようにというのが2つの手話の会の人たちの要望と思うんですよね。今の説明では全然すれ違って何百回話をしてもすり合わせができないと思うんですよ。そこのところを今度執行部がどうするのかということをしっかり答えてやらないといかんと思うんですよね。私もこれ継続でいいと思うんですけど、今日の今日決定というのはなかなか難しいと思うんですけど、だからその2点をしっかりどうするかということを経営部が答えてやらないといかんと思います。

○ 委員長

答弁はいいですかね。（発言する者あり）松本委員の話聞いてからしよう。

○ 松本委員

私も関連でございまして。今お話ございました。この行政が言っておられる派遣、手話派遣これをするこの1、ここがうやむやになってしまうんじゃないのかなと、団体の方は思っただけじゃないのかなとそういう気がしてならないんです。だから今言われるように、皆さん方が推薦される、また高度な技術を要する手話の方というふうになってくるんだろうというふうに思います。そうすると今言うように予算もどうなのか、身分もどうなのかというふうな話にたぶんなってくるんだろうというふうに思うんですが、そこのところを行政の方がどういうふうな考え方なのかですね、合わせて同じ質問になろうかと思っておりますので、そこのお答えができるようでしたら答えていただきたい。

○ 社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。今質問の中で出ておりますように、これ1、2、3請願理由の1、2、3ということではおっしゃっていただきますけれども、もし2だけが先行すれば1というのはだめになるんじゃないかということではございますが、決してそういうことではございません。と申しますのが3番目にいわゆるボランティアということの位置付けがございまして、こういった専任の方、専任の専従者、それから登録派遣の通訳者、それとボランティアといった、こういったいわゆる3つの区分分けと申しますか、こういったものが3者が互いに、お互いに補完をしないと、これあえて反論させていただきますが、請願理由に出ておりますが、1を補完するものが2という捉え方をされておりますが、決してそうではなくて1、2、3というような、それぞれの手話通訳を必要とする方、これ具体的に申しますと、例えばレジャーとか、旅行とか、そういった会話がもしできないときは専任の通訳者とか、あるいは派遣登録といった通訳者ではなくて、むしろボランティアの養成を今全国的に展開しております。本市でももちろん職員が今、一所懸命手話通訳を勉強しておりますが、そういった相手方に応じたような手話通訳を理解できる、そういったものを養成しておかないと、あまりに補完するものだという形で捉えますと、そういった形になるんじゃないかというふうに理解をしております。そういった意味で手話の会がおっしゃってありますように専任の通訳の設置派遣ということで、切実に要望されておるといことは、十分に理解しておりますし、そういった要望なり要請につきましては、迅速な処理といったことの特別な配慮が必要かというようには考えております。しかしながら、今までの本市の経過等から申し上げますと、常に必要な職員をいつ来られるかもわからないという状況の中で用意しておくのも一面では現実的ではないのではなかろうかというようには考えております。いずれにしても何度も申し上げますように手話の会とは今後とも一所懸命話し合いをさせていただいて、少しでも手話の会のおっしゃっている形に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解の方、お願いいたします。

○ 松本委員

今、ご答弁いただきましたけれども、障がい者の皆さん方が仮に病気になられた。そして手術をしなくてはならない、そういったものについては何月何日におなかが痛くなりそうなので、胃を切らないといけないと思うとか、そういうことはないわけで、急きょやはり自分の命と生命とにかかわる通訳の方が必要になってくる。だとしたら、そのときに本当に間に合うのかと、そういういろんな部分が出てくるというふうに思います。それで今皆さん方が望んでいらっしゃる部分が行政として本当にできるのかどうなのか、また努力を今後考えて2段階として考えていけばできるということであれば、またそれも一足飛びに完全なものというわけにはいかないかもしれません。だからそこを十二分に話し合いをしていただいでですね、今も行政の方は十二分に話し合いをしているというふうに言っておられますけれども、結果としては行き違いがあるからこういうふうなことになるわけですね。進んでいっていない。だからぜひそこを重ね合わせてやっていただきたいというのが委員会の意向であろうというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしておきたいと重ねてお願いをします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）質疑、いいですか、あのですね、ただいま複数の委員の方から本日継続審査、失礼しました。質疑を終結いたします。それで先ほどから（発言する者あり）いや質疑じゃないということで、確認してますので、（発言する者あり）あとで出しますので、はい。質疑を終結します。（「質疑は終結したらだめ」と発言する者あり）ちょっと暫時休憩します。

休 憩 15：28

再 開 15：28

委員会を再開いたします。先ほどから複数の委員から本日継続審査としていただきたいという旨の申し出がっております。おはかりいたします。本件は慎重に審査をすべきであるとい

うことで継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○ 楡井委員

今日の午前中にリコールの本請求がなされましたよね、そうすると1月の終わりか、2月のはじめには先ほども言いましたけど、我々の身分がなくなって、もし今日ここでこの請願が継続審査ということになると結局この請願は廃案になるわけですよ。そういうことでしょ。そうするとせっかく傍聴にもみえて、今まで長い間行政の側とも話をしてこられた結果が無駄とは言いませんけれども、実らないということになれば残念だと思うんですよ。そういう意味では今日やっぱり採択をした上で、食い違いの点などは行政と団体の方がよく話し合いをして、納得いくような方向をすべきじゃないかというふうに思うわけで、本委員会としてはとりあえず採択をしてあとは行政と団体にお任せするというような処置がとれないものかというふうに思うんですがいかがでしょう。(発言する者あり)

○ 委員長

あのですね、今楡井委員の方から採決したらどうかという・・・(発言する者あり)採決ですよ。ところが今委員の方が今朝も出てましたように、これがちょっと否決とかになったら今の聴力障がいの方とか、手話の会の人たちのこれからの運動に非常に制約をかける、逆の意味で障害になると思うんですよ。前の委員会でこうなってるからと。それで新しい議員が選出された中でもう一度請願を出していただいて、その場で審議していただく方がベターじゃないかと思うんですよ。いかがなものでしょうか。

○ 高取委員

委員長、ちょっと違いますけどね、私はこういう場合は皆さんの意見を聞いてね、しないと委員長がどうでしょうかと言われても困るんですよ。私は1、2、3について実現する方向でやっていかないといかんと思うんです。手話の会の方から聞きましても、行政から聞いても大きな違いです。先ほど平山委員も言われましたように。義務と委託の考え方なんです。10月1日から県が市町村に委託したもんだから、行政としては委託として来たんだなというものの考え方なんです。手話の会の方たちは、いやこれ10月1日から市町村に来たけど、ここである程度完備したものを決めなくちゃならんという意見の相違が出てきとるんです。ですから、行政の肩を持つ行政はそういう話の中で段階を踏まえて皆さんの意見を調整していきましよう、こういう考え方なんです。今、楡井委員が言われましたように本請求が出ましたらどうなるかわからんと言われてもね、今私たちに即決せと言われてもね、私たちは即決できないんですよ。これ大きな問題だし、否決とか何とか言いだすとちょっと飯塚市おかしんじゃないかとなるんですよ。これどこの自治体も市町村に委託されたから、ちょっと悩みようですよ。どうしようと、とにかく希望どおりしてやりたいと。ですからこれはもうはっきり言ったら、いいですか、解散したら、そこで即決、すぐできるようにしてもらわないといかん。私はそういう意味で今副委員長が言われたように継続審査しかないなあと、継続審議しかないなと思います。

○ 委員長

ではあらためて諮らせていただきます。本請願については継続審査としてほしい旨の申し出がありました。おはかりします。本件について継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、請願第3号については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第4号 国民健康保険税の引き上げ中止を求める請願」を議題といたします。本件については、先ほど「議案第136号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案可決すべきものと決定いたしましたので、みなし不採択といたします。(発言する

者あり) 不採択ですね。採択しないです。

それでは、市長が公務で、今から報告事項になりますので退席することにしていただきますのでよろしくお願いいたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市忠隈住民センターにかかる指定候補者について」報告を求めます。

○ 穂波支所保健福祉課長

飯塚市忠隈住民センターにかかる指定候補者についての報告を行います。

飯塚市忠隈住民センターにかかる指定候補につきましては、先ほどの穂波福祉総合センターと同様、10月10日から10月31日まで、市報等に掲載し、公募をかけております。また10月17日に現地説明会を開催したところ、2社の参加がありまして、現地で2社に説明を申し上げております。しかしながら、10月31日の応募締切までには残念ながら公募がありませんでした。以上報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告いたします。

本件工事名は、蓮台寺児童センター建設工事で、建築Bランク工事でございます。

入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考のうえ指名し、11月7日に入札を行いました。

その結果でございますが、予定価格5,919万5,850円に対し落札額5,031万6千円、落札率84.99%で株式会社三木建設が落札しております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革大綱および大綱に基づく実施計画を策定しましたのでご報告いたします。

行財政改革大綱および大綱に基づく実施計画につきましては、各課および職員からの提案、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法にならって募集しました市民からの意見、また、行財政改革推進委員会からの答申書および意見・提言書を尊重した中で、11月6日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い策定いたしております。

まず、最初に、行財政改革大綱についてご説明いたします。配布いたしております行財政改革大綱をお願いいたします。7ページをお願いいたします。

大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして平成22年度までの5年間で計画期間といたしております。なお必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。

次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。

下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。

行財政の簡素化・効率化を図り、安定した行財政基盤の確立、市民と行政が協働した自主・自立したまちづくりの推進、この2つの基本理念を掲げております。

次に基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に提案し、ご意見・ご提言をいただいたものととりまとめておりますので、別冊になっております意見・提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

中段に記載されてありますが、今回の意見・提言については、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については、適宜報告を受け、更に点検しながら1年または一年半後には公募市民等を含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。

2ページをお願いいたします。各委員からの意見が集約されておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

次に実施計画でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。大綱の基本方針および推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。

4ページをお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込額でございますが、平成18年度、2億9,941万7千円、平成19年度、21億5,961万円、平成20年度、25億9,736万6千円、平成21年度、37億4,565万6千円、平成22年度、41億3,748万円、5年間計で129億3,952万9千円となっております。

次に個別の推進項目については、別に配付いたしております実施計画の抜粋、そちらの方をお願いいたします。この抜粋につきましては、全課にまたがるものおよび厚生委員会の所管に関する主なものを抜粋いたしております。

1ページをお願いいたします。表の上段でございますが、項目、内容、計画年度、中心となる担当部課を記載いたしておりますが、誠に申し訳ございませんが、計画年度で年度の記載が漏れております。左から18年度から22年度まででございますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、No.11「各種助成措置の節減」でございますが、生活保護世帯に対する各種助成措置については、3品目、ランドセル・水着・タオルケットについて継続実施しておりますが、本事業品目は生活扶助費に算定されているため、節減の方向で検討することといたしております。

No.15「大規模投資的事業の見直し」でございますが、将来のまちづくりを見据えた中で、新市総合計画と整合性を保ちながら、一時凍結を含め、取捨選択して実施することといたしております。

No.16「福祉給付金給付事業の見直し」でございますが、類似した給付事業との調整を行うなど、当事業の見直しを行うことといたしております。

次に、No.17「長寿祝金給付事業の見直し」でございますが、70歳以上の方に一律5千円を給付いたしておりますが、節目の年齢である高齢者への給付に変更することといたしております。

次に、No.18「普通建設事業の見直し」でございますが、厳しい財政状況を踏まえ、削減を行うことといたしております。

2ページをお願いいたします。No.23「補助金等の見直し」でございますが、総体的な補助金交付基準等を策定し、個々の補助金等の役割、効果等の評価を行い、整理統合・廃止などを検討することといたしております。

次に、No.30「保育料の見直し」でございますが、現在、保育料は、国の徴収基準額の80%に統一しておりますが、保育料の適正な負担のあり方について、今後、他市の状況を勘案しながら検討することといたしております。

次に、No.31「児童クラブ利用料の見直し」でございますが、利用料は現在月額3千円でございますが、今後、利用料の見直しを行うことといたしております。

3ページをお願いいたします。No.54「公立保育所運営事業の見直し」でございますが、公立保育所の配置および定員の見直しにつきましては、平成19年3月までに提出予定の次世代育成施策推進委員会の答申に沿って検討することといたしております。

No.55「愛生苑及び颯田志ら川荘の取扱い」それから資料には抜粋いたしておりませんが、「市立颯田病院の取扱い」につきましては、現在、病院・老人ホーム対策特別委員会で審議が行われていますが、颯田志ら川荘については、本年度中に愛生苑へ統合し、統合した愛生苑は民間へ移譲することとし、颯田病院につきましては、現状有姿で民間へ移譲することといたしております。

4ページをお願いいたします。No.64「高齢者、有識者、大学生等の人材活用」でございますが、地域の個性・特性を生かした一体性・均衡ある協働のまちづくりを展開するために、高齢者や学生などがもつ知識・経験、発想を地域に活かすための取り組みを積極的に推進することといたしております。

5ページをお願いいたします。No.81「附属機関である審議会、協議会等委員の選出方法、委員数の見直し」でございますが、委員の過度の重複や長期就任、女性登用率の低迷、市民公募の有無等、設置運営について差異があるため、基本的なルールを設定するとともに、パブリック・コメント制度の導入などを活用することにより委員数を見直し、原則20%削減を目標とするものでございます。

再度恐れ入りますが、実施計画の方をお願いをいたします。

20ページをお願いいたします。No.86「定員適正化計画の策定・実施」でございますが、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら、定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしておりますが、平成23年度当初には、平成18年度当初と比べ168人、13.9%の削減を目標といたしております。

なお本年度末の退職予定者数でございますが、定年退職者22名、退職勧奨による退職予定者48名となっております。

以上が行財政改革大綱および大綱に基づく実施計画の概要でございますが、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部および行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連についてご説明いたします。恐れ入りますが、財政シミュレーションをお願いいたします。

この財政シミュレーションは本定例会に提案いたしております平成18年度12月補正予算をベースとして、一定の条件を基に、平成27年度までの10年間で作成いたしております。

1ページに各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションには、国の地方財政対策等が現時点では不透明な部分が多いため反映させておりません。従いまして、今後の結果次第ではこのシミュレーションの数値も変動してまいります。

2ページをお願いいたします。歳出の状況の下段に記載いたしております歳入マイナス歳出の欄でございますが、平成18年度はマイナス22億8,300万円、平成19年度以降毎年約40億円程度の財源不足が予想されます。

当初予算では52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスを図っているというご説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、18年度の交付税、予算執行状況等を精査し、12月の補正予算を編成いたしましたところ、財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。

その主な理由でございますが、3ページをお願いいたします。まず、歳入では市税、主に法人市民税でございますが、収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国保会計繰出金の清算で1億8,000万円、繰越金の増で約9億5,800万円、歳出でございますが、行財政改革の本年度実施分で約2億9,900万円、執行残で約4億1,100万円等で29億1,700万円の財源が確保される見込みとなりましたので、財源不足予想額が52億円から22億8,300万円となったものでございます。

なお下段に平成18年度と19年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものとしたしまして、歳入で国保会計繰出金の清算分の減、1億8,000万円、繰越金の減、約6億5,800万円、財産収入の減、約2億9,700万円、歳出で退職手当組合特別負担金の減、約2億5,500万円、地域振興基金積立金の一般財源分の減、2億円、介護特会繰出金の減、約2億7,100万円、投資的経費の増、5億円、公債費の増、約4億3,600万円等で約16億8,900万円の財源不足が平成18年度から比べますと上乗せされることが予想されております。

恐れ入りますが前ページを再度お願いいたします。このようなことから、平成19年度の歳入マイナス歳出に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれております。

下から2段目の行革効果後の単年度収支でございますが、平成22年度に概ね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしておりますが、今回のシミュレーションには記載いたしておりませんが、平成28年度以降は、合併による交付税の特例措置がなくなり、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の財政運営にあたっていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 西川委員

この中に各地域の現在活用してあります市有財産、要するに言いますなら各地域の自治会の公民館、そこらあたりの運営なり、それをどう活用し、どのように運営していくのかというのが全くこの中に記入がないような気がするんですが、どこかあるんでしょうか。あったら教えてください。なければどういうことになってるのかを説明をお願いします。

○ 行財政改革推進室主幹

自治公民館につきましては、単独、個別の推進項目には挙げておりません。これにつきましては別途、現在関係各課で検討いたしておりますが、全体的な公共施設のあり方についての件というのが、具体的な推進項目の中に挙げております。ナンバーでいいますと49でございますが、合併いたしまして、多数の公の施設等が存在しております。この合併の最大のメリットでありますスケールメリットがこの施設の部分の統廃合なり整理統合というのは今後の大きな本市の課題ということになるかと思っておりますが、自治公民館等も含めた中で今後どのようにすべきかというのがその委員会の中で検討をしていくことになるかと思っております。

○ 西川委員

この49番というのはさっきからずっと読んでたんですよ。その中にも地区公民館という名前そのものも全く出ておりませんが、今普通言われておるところでは各旧町の自治公民館、これは私の知る限りでは穎田町と庄内町でしたか、は町が運営し、管理するという形にな

っておったと思います。飯塚市を言いますと飯塚市は各個別で運営管理をし、修繕等も全部各地区でやっておったというようにいろいろな問題があるようでございますが、現在合併後、各地域での活動、それから地域での運営、これについては各支所の担当者からはやはり地域の公民館についてはだいたいこういう形になりましょうやと。だいたいこういうふうに本庁の方では話があるようですよとか、いろいろな噂話としては聞いております。それを实际的に正式に通達を出すのか出さないのか、私がこう言っておるのはなぜかという、私は旧穎田町の方で、自治公民館の会長をさせていただいてる関係で非常に関心があるところですし、今盛んに本庁の方とも話をするんですが、なかなか明確な答えが出てこないというような状況でございますので、ここの中で敢えてそういうことを申し上げておきますということで終わります。

○ 楡井委員

どこまでどげなふう聞いていいのか・・・

○ 委員長

基本的には委員会所管の分やろうと思うんですよね。ただ最後なんですよ、聞くことが。今の流れからいくと、議員として。だから少しぐらいはいいのかなという思いはあるんですけど。できたら委員会の分をお願いします。

○ 楡井委員

どれがこの委員会かということが・・・。分からん。

○ 委員長

抜粋してあるそうですよ。

○ 楡井委員

こっちの方では分からんですね。今はじめて見るもので。前もらった分で。

それではこれ実施計画全体のある分ですね。これの6ページですけどね。上から3段目の各種助成措置の節減ということではありますが、これが結局今までやってた分を全然やらんと、支給しないということになるんでしょうから、これでだいたい金額はどのくらい浮くものなのか。それから公営住宅建て替え事業の見直しという項目が、今言った一段後にありますけど、これ現在穂波町では弁分の住宅を建て替え建設中で、今3棟目が建って、もともと5棟建つ予定になってるんですよ。これがこの見直しによって中断するのかどうかということ。それから大規模投資的見直しということですけども、具体的にはどれがどういうふうな対象になるのか教えていただければというふうに思います。それから次のページの長寿祝い金給付事業というのがありますが、これは結局77歳とか88歳とかそういう区切りという意味でしょうけれども、それが一律5千円になるということなんですよ。これで従来との関係ではいくらかの金額の節減といいますか、削減になるのか。これ一律5千円なのかどうかということも含めてちょっとお願いしたいと思います。補助金の見直しはこれまた後で。それから8ページのごみ収集手数料の見直し、これ、いいんですか。

○ 委員長

とりあえず言ってください。

○ 楡井委員

これ委員長の承認を得て言ってますので、委員長に文句言ってください、言うなら。

それから保育料の見直しというのがありますので、これは80%に統一するという事でしょうから、現状との関係での差なんかを示していただければなというふうに思うんですね。それから、児童クラブの利用料、穂波で言えばゼロから3千円になって、また今度上がるということになりますし、これが今後いくらにする予定なのか、料金の見直しということでは下がるのか、上がるのか、まあ下がることはないでしょうけれども。それから幼稚園の問題で言えば、通園バスの利用、9ページの下から3段目、これはもう一律千円ということにする・・・、千円から2,500円にするということですね。これ現在どのくらいの人利用してるのか、そ

れについての市としての収入がどのくらいあるものなのか、こういうことも聞いておきたいというふうに思います。とりあえずそこまで答弁していただけますか。

○ 委員長

ちょっと待ってください。質問が多岐にわたってますんで、できれば一問一答の方がいいのかと思うのと、当委員会の所属外のことについては、一応、先に当委員会の分を行きたいと思しますのでよろしく願いいたします。（高取委員の「議事進行」という声あり）

○ 高取委員

これは大綱ですから、どこかで審議をするのか、ただ報告だけで終わるのか、いやどこかでしますよということになればやっぱり特別委員会か何か知らんけど、どこかで審議をしていきますよといったら今、楡井委員が出されたようなものを我々も出したいの一杯あるんですよ。だから委員会報告して我々実施しますよということなんですか。その審議をするのか報告なのかさっぱり分かん。そして我々いろいろ聞きたいが、まだ報告だからと、今までの慣例で黙っとるだけです。どうするんですか。大綱をどこも審議せんよ。あなたたち見せてもう委員会何かあったら物言ってきたさい、終わりじゃ、ちょっと私は情けない。

○ 行財政改革推進室主幹

今回報告させていただいております大綱、それから実施計画につきましては、報告をさせていただき、別途議会の方で審議ということはございませんが、個別の推進項目を実施する中で当然予算が絡んできたりとか、条例の改正等がしなければならない部分がありますので、その中で個別のものについてはご審議をお願いしたいというふうに考えております。（発言するものあり）

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:03

再 開 16:10

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。